明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可

毎月一回二十日發行

MAGAZINE
OF THE PRISON
SOCIETY OF JAPAN.
No. III. MARCH, 1905.
VOL. XVIII.

監獄協會雜誌

明治廿一年五月創刊

明治三十八年

三月二十日發行

第拾八卷
第三號

監獄協會發行

第十八卷第三號目次

○論　說……（一頁）
●幼年者保護事業に就て……日本慈善協會主幹　宮井鍾次郎君
●犯罪と教育……熊本地方裁判所檢事正　松井通昭君
○寄　書……（三〇頁）
●賞罰公宣論……靜陵生
●監獄改良に關する卑見……炭燒呂敏孫
○統　計……（三四頁）
●明治三十八年一月末日現在全國在監人員表……
○出獄人保護育兒及感化事業……（三八頁）
●宮城監獄免囚保護事業……
●明治三十七年茨城縣保護會事業成績報告……
●出獄者福島保護會の創立……
○雜　錄……（四三頁）
●白耳義の監獄制度（承前）……耕道生
●外數件……
○地方通信……（六四頁）
○叙任辭令……（六七頁）
○法　令……（六七頁）

第十八卷第二號目次

○論　說……（一頁）
●米國に於ける行刑的感化制度（下）……
英國倫敦「ハワード」監獄協會主幹　エドワード、グラップ
●囚人行狀觀察篇……安永　三四郎稿（二二頁）
○寄　書……○生
●賞罰論……春雨生稿
●看守教習所の事業……
●分監長の待遇に就て典獄諸氏に望む……關西　田舍漢（三四頁）
○統　計……
●明治三十七年十二月末日現在全國在監人員表……（三九頁）
○海外通信……
●印南生の書柬
●杉野典獄宛の書柬
○出獄人保護育兒及感化事業……（四三頁）
●府下の感化院……
●東京女子慈善會の事蹟……
○雜　錄……（四九頁）
●白耳義の監獄制度（前號の續き）……耕道生投稿
●外數件……（六九頁）
○地方通信……（六九頁）
○監獄協會記事……（七〇頁）
○叙任辭令……（七〇頁）

監獄協會雜誌第拾八卷第參號

（明治三十八年三月二十日發行）

論　說

○幼年者保護事業に就て

日本慈善協會主幹　宮井鍾次郎君

私は諸君の御清聽を瀆したいと思ふ一つの希望がございます、それは何かと申しますると、自分は本年で丁度六年許此監獄の幼年者の保護事業をやつて居るのであります、此幼年の保護感化事業に付て監獄に關係せらるゝお方々に自分の今日まで實驗しました事を一應お話をして、大に世の保護事業の發達を圖りたいのが自分の希望でございます、故に今日まで經驗しました二三の事柄を御參考に供したいと思ふのであります、どうか暫く御聽取あらむことを偏に希望いたします。昨年の八月に市ヶ谷監獄の方に幼年囚が移りましたそれから今日までに私の所へ引取りました幼年者の數は凡そ四十四名に達して居るのであります、其前に巢鴨或は横濱からも取りましたので殆ど總數で八十人程の者を扱つて見たのであります、ところが此事業の初めに考へましたには、世間に慈善事業も澤山あるが、

多くは孤兒院に屬して居るものである、監獄の幼年囚の保護事業と云ことは殆ど人がやつて居らぬやうである、又往々之をやつた者が悉く失敗に歸したと云ふ話も聞いて居るのである、それで個人の事業としては甚だむづかしい事業であると云ふ考を起しまして、種々先輩にも尋ね研究いたしましたところが、或は一室の内に夜分は錠を下ろして閉込めて置いて中に一人監督者を入れなければならぬと云ふやうなお話が多くあります、で自分の意に適する所の方法がなかつたのであかぬ、なせかと云ふと凡て人間は感情動物である然るに外には盜人の這入る所とりまする、それで自分は考へまするに、是は第二の監獄を造つたやうな方法では可同樣な高い塀を造り或は戸前を造り或は寢ず番をすると云ふことでは殆ど第二の監獄の如きである、それでは到底感化することは出來得べからざるものである、是はどうしても放任感化の策を採るより外仕樣がないのである、先づ彼等が再三再四監獄へ這入つて來る根元を考へまするとと、御承知の通り東京は石の上に住む彼は改悛するやうな兆はある、兆はあるが夏の頃に這入つて今日放免になる時期はどうかと云ふと嚴寒の時季である、其嚴寒の時季に單衣一枚或は臀切半纏一枚で監獄には決して再び來るなと云ふ命令の下に放たれて出る、ところが出てからと云ふと、餓を凌ぐ所の食物は得られず、寒さを凌ぐにも衣服なく、寢る後どうかには家なしと云ふことでありまして、彼に再び來るなと申して監獄から出しましても、どうしても彼は再び這入らざるを得ざるの境遇にあるのであつて、再び這入るのが當然である、是は到底打放つて置く譯に往かぬ十分に保護しなければならぬ、十分に外とで保護をして初めて監獄の内で說敎をなさつたり訓戒をされた效能が現はれるので、内外相俟つて善良に彼等を導かなければならぬと云ふことを考へたのであります、それで彼等を迎へまするに惡人或は犯罪者として迎へるはモウ第一に失敗の原因であらう、さうして此仕事を致すには何が一番大切の事であるかと云ふと、一番大切なことは其從事するところの人物の選定であると思ひます、私が今日まで實驗しましたところでは幼年者保護事業は子のある人には出來ないと斷言したい、どう云ふ譯で子のある人には出來ぬと申すかと云ひまするとと、私には子供はありませぬが、田舍の親戚の子供を一時預つたことがあります、それは私の從弟に當りまするが年が大分違ひまするので私を伯父さんと呼んで居つた、それが私の留守に保護をして居る子供と喧嘩をした、さうするとどう云ふ結果を見たかと云ふと、「さう云ふ生意氣なことを言ふと伯父さんに吩咐けてやつて追出して仕舞ふぞ」と云つたと云ふ、それから私は是は大變だ、若し斯う云うことであつたならば圓滿なるところの家庭と云ふものは到底作ることは出來ないと云ふことを考へましたから即時に其子供を田舍へ歸して仕舞つた、さうしま

すると親類の者が大變怒つて、他人の子殊に泥棒の子まで世話して居るに親類の子供一人世話が出來ないと云ふことはない實に不實の仕方であると云ふことである。

りましたから、私は他人の子を世話して居る爲に親類の子の世話が出來ないのであると申して、それから向ふは怒つて仕舞つて今日では絶交して居る次第であります。此一例を考へて見ますると親類の子ですらさう云ふ弊害が起る、況んや自分の最愛の子供がありまして、其子供と監獄から連れて來ました泥棒の子と同一に扱ふことが出來るかと云ふことは大疑問であります、恐らく同一に扱ふことは出來ないだらうと思ふ若是が同一に自分は扱ふとしましたところが妻君其人が果して同一に扱ふことが出來るか是又一つの疑問である、縱し又其妻君も非常な人物で其幼年と自分の子とを同一に扱ふことが出來るとしたところで慈愛と云ふ點に至つて同一には斷然出來ない、故に私が人物を擇む初めに於きまして、此幼年の保護事業をするに付ては子の無い人に限ると云ふことを自分の經驗から考へたのであります、是を先づ一つの御參考に供します。

第二には地所の選定であります、所謂地は人を化すると古人も言はれた如く、地所はさう云ふ所を擇んだら宜いかと云ひまするとと、私が一番初め考へましたのは富士の裾の吉原宿から三里許這入りました處に一の原野がありまして、其處で幼年保護事業をしたいと云ふ考でありましたが一個の保護事業としてはむづかしいので今に着手することが出來ませぬ、據ろなく唯今の所でやつて居りますが、一番初めは牛込南町に居りましたが、此邊は毎日軍人が馬に乘つて通る、さうすると子供の意思が皆軍人になりたいと云ふやうな志望を懷いた形跡がありました、それから轉じまして牛込山吹町に移りましたが、此邊は早稻田大學へ通行する出入口であつて朝夕學生が通行する、で此所に來ましてからは子供の精神は皆學校へ通ひたいと云ふやうな精神が起つた、それから今度雜司ヶ谷の方へ引込みまして其所は三方が杉林で圍んで居つて極く閑靜な所であります、此所では全く無邪氣になつて充行ひまする仕事にのみ精神を集中することになつた、此一點から見ても地所の選定は最も必要なことゝ考へて居ります、どう云ふ地所を選むかと云ふと、私は海岸の浪のドン〳〵立つやうな烈しい處は可けない、なぜ可けないかと云ふと、監獄へ這入るやうな子供はどうも荒々しい氣象の者が多い、私の方へ來た子供に就て見ても漁夫の子供と農家の子供とは區別がある、どうしても漁夫の子供の方が荒々しいのでどうも感化し惡くい、で海岸の浪の荒い處は感化院を造るには不適當である、山の杉林或は檜林などのある所の方が適當であると云ふことを考へました。

それから次には職業の關係であります、此職業と云ふことに付ては、私は今まで一個の仕事でやつて居りますから種々職業を求めてやる、それから一部分は新聞

を賣らせる其二つで今日までやつて居りますが、職業に付ては色々今日まで經驗してやつて見ましたが、此内職のやうな或は狀袋を張るとか云ふやうな仕事をさせると退屈になつて色々の考を起したりするので暇のある職業を與ふるとどうもせると退屈になつて色々の考を起したりするので暇のある職業を與ふるとどうも結果が惡い、で手と足と口と眼と動かして居るやうな始終繁忙の態度を取らなければ出來ないと云ふやうな事を擇んでやるが非常に好結果を見るのであります、それから此農業と云ふ事が大變に感化事業に宜いと云ふことは一般に唱へられて居るのでありますが、私は初め二年餘りは農業を以てやると云ふ考で農業或は牧畜と云ふ方で或は鷄も飼ひ豚も飼つて居り又花も造つて居りました、ところが此農業を專門として彼に終日農業のみさせて置いたら其結果はどうかと云ふと、終日農業をさせて置くと至つて不結果を見る、それで花を造るとか牧畜をするとかして朝夕唯娛みの爲に一時間なり二時間なりやらせて置くと感化上非常に好い結果があります、終日農業のみをやらせると云ふことは可けませぬ、それで彼等を感化して行くには職業が一番よい、其職業は今申しました手と足と口と眼を動かすやうな職業を擇んでさせることが一番適當であると云ふことを考へました。それから學問をさせることの利害を考へて居りますが、私の所では學問と云ふことには重きを置いて居りませぬ、なせ重きを置かぬかと云ふと、彼等を學者にしてやらしめず生產的人間たらしむるので、彼等が一戶を持つて生活出來る丈の職業を授けてやればそれで滿足であつて自分の目的は達するから、職業に重きを置いて學問には重きを置かない、併ながら他人に手紙をやるとか他人から來た手紙を讀む位のことは出來なくてはならぬから夜學に二三時間位宛算術讀書作文の三つを授けて手紙の往復の出來る位にして居る、それも强いて學問をさせると云ふ態度を取ると彼等の中には學問を嫌ふ人間が八分は占めて居るのでありますから非常に困難であります。

それからどうしても彼等の逃げることの出來ないやうにと云ふやうなことは私の所では致しませぬ、夜分は戶前もございませぬ番人なども置きませぬから、彼等が少しでも嫌やと云ふ氣が出ましたら到底好結果を見ることは出來ないのであります、唯今申しました通り人物の選定が第一に必要それから地所の選定、職業を與へることが必要であります、それから家屋の構造であります、是は自分が粗末の家を建てゝ居るから申すのではありませぬが、私が山吹町に居る時分は昔の旗下の屋敷でありました、是は立派の家でありました、其所へ住はして置いた子供と唯今の雜司ヶ谷の方に置きまする子供とは大變性質を異にする、それはどう云ふ譯かと云ふと、どうも牛込の方に居た時は妙に生意氣な高尙の態度を取る、丁度貧乏人の娘を華族に奉公させて置くと今度貧しい者の妻君になるのを嫌ふやう

になる、それはどうかと云ふと長く華族の立派な家に居ると小さな町家の住ひをする、此約束の内にどう云ふ事を云ふかと云ふと、元お前は既に社會から見捨られた人間である、社會から見捨られた所のお前が此寒空に向つて着物は一枚しかない金は一錢も持つて居らぬ、それで監獄で今日は放免であると云つて出したところが人間と云ふものは衣食住の三つがなければ生活の出來ないものである、然るに食べる物もなく着る物もないお前に改悛して再び來るなと云ふことはお前が惡いのではない社會が惡いのである、社會が十分に手を盡さずして一錢の金も與へず一枚の着物も與へず生活する方法も授けずして置いて惡い事をするなと云ふのは確かに社會が惡いのである、併ながら食べる物を腹一杯に食べさせて着る物は寒くない丈着せてさうして雨露を凌ぐ丈の家に寢せてそれで惡い事をすれば今度は社會が惡いのではないお前が惡いのである、だから今度お前が惡い事をすれば社會は責任を帶びないお前の責任である、それから私の家は此通り垣はなし戸前もなし寢ずの番もない又監督もして居ない、さうして直ぐ向ふは山であるから嫌やであつたら直ぐ逃げることは出來る、逃げることは出來るから逃げたければ何時でも逃げるがよい、逃げるはよいが若し逃げて六時間も經過するとお前に戰ひを挑むものがある、それは何かと云ふと腹が減つて來る、腹が減れば何か食べなければ到底腹の請求は止まないのである、食べるにはどうするかと云ふと着物こ

戒をするかと云ふと、決して管々しい說敎もしませぬ、來た時の第一の約束である、此約束の内にどう云ふ事を云ふかと云ふと、元お前は既に社會から見捨られた人間である、社會から見捨られた所のお前が此寒空に向つて着物は一枚しかない金は一錢も持つて居らぬ、それで監獄で今日は放免であると云つて出したところが人間と云ふものは衣食住の三つがなければ生活の出來ないものである、然るに食べる物もなく着る物もないお前に改悛して再び來るなと云ふことはお前が惡いのではない社會が惡いのである、社會が十分に手を盡さずして一錢の金も與へず一枚の着物も與へず生活する方法も授けずして置いて惡い事をするなと云ふのは確かに社會が惡いのである、併ながら食べる物を腹一杯に食べさせて着る物は寒くない丈着せてさうして雨露を凌ぐ丈の家に寢せてそれで惡い事をすれば今度は社會が惡いのではないお前が惡いのである、だから今度お前が惡い事をすれば社會は責任を帶びないお前の責任である、それから私の家は此通り垣はなし戸前もなし寢ずの番もない又監督もして居ない、さうして直ぐ向ふは山であるから嫌やであつたら直ぐ逃げることは出來る、逃げることは出來るから逃げたければ何時でも逃げるがよい、逃げるはよいが若し逃げて六時間も經過するとお前に戰ひを挑むものがある、それは何かと云ふと腹が減つて來る、腹が減れば何か食べなければ到底腹の請求は止まないのである、食べるにはどうするかと云ふと着物こ

そ着て居るが金は持つて居らぬ食物なり金なり他人のものを盜まなければならぬ」ことになる、之を取るに付ては非常に困難である、さうして其目的を達し得るや否や分らぬのである、若しさう云ふ場合に腹が減つて仕方なくなつたら歸つて來い、歸つて來て腹が張つて又嫌やだつたら出て行くがよい、何度でもやつて見ていそれで十分考へて見た上で私の家に落付いて一人前の人間になるがよいと云ふことを彼に向つて云ふのであります、唯今三十四名居る內恐らく一度も逃げないと云ふ者はないかも知れぬ、夜逃げて翌朝或は朝逃げて夜歸つて來たかした者もあらうが皆チヤンと歸つて來て居る、だから私は監督せぬでも出て行つて悔悟して歸つて來るから監督の必要はない、さう云ふ風に慣すにはさうしたら一番よいかと云ひますると一番の關係は食物であります、世間には家族制度がよいとか種々の議論もあるが其實行はむづかしい、彼等は實に頑僻んだ精神だから同じ食物を食べても甲の者と乙の者と所を異にして食べては可かぬ、一番の關係は食物にあるが爲に彼と同一の食物を同一室で食べることが必要である、若し是が出來なかつたら此感化事業は直きに失敗を來すものであると考へます、それで食物の關係が第一それから彼を叱らないこと又惡を罰しない、世の中では懲罰と云ふことを致しますけれども我々の所で罰と云ふことを行つたら到底滿足されない、で能く働きました者には十五日の休日には餘計の報酬をやる、それから失策がございますと其失策をした時に直ぐ叱つたら沢山して可けない、なぜ可けないかと云ふと例へば或子供が茶碗なら茶碗を割る、其時にお前は能く茶碗を破る此間も破つたなぞゝ云つて嚴重に叱ると破つたのが惡いと云ふことは知つて居るから謝罪する、謝罪しても叱るならばどうでもして下さい、斯う云ふのが彼の性である、どうでもして呉れと云はれると殆どどうもすることは出來ない、世間の家ではさう云ふ場合には直ぐ叱るが私の家では叱らない、それを強いて叱りまして彼を怒らせると取返しが付かない、こつちが謝して居て貰はなくてはならぬ結果になるさう云ふ態度を取りましたならば再び感化の力は無くなつて仕舞ふ、で誤がありましたら是から割るのではないぞよと斯う云ふ位に止めて置いて、他日彼等の誤も何もない時に、物を粗末にするは冥利が惡い、お前が紙漉をして居るが、其一枚の紙を誰かが來て破つたらどうする、腹が立つことはないか、それは腹が立ちます、なぜ腹が立つ、自分の拵らへた物を破つたら腹が立つと斯う云ふ、さうすると自分が拵らへた紙を他人が破ることが惡いけれぱ人の拵らへた茶碗を破るのは極く惡い、此茶碗は一人の手で出來た物ではない、數人の手を經て出來上つた物である、紙はお前一人の手で出來上つた物であるかと云ふとさうでない、初めに曹達を入れて煮て晒らしてそれから臼で搗いて又晒らすそれから船へ入れて漉いて今度板に張つて初めて紙になるので、其間の勞力は實に大變なものである、

さうして見ると一個の茶碗を破るも一枚の紙を裂くも同一であつて、此一枚の紙一個の茶碗が吝いのではないが總て冥利を考へなければならぬと云つて他日訓戒しませぬと、若し其場で劇烈の言葉を以て叱りましたならば必ず不結果を見るのであります。

それから逃げないやうにするにはどうするかと云ふと、逃る動機は互に喧嘩するとである、子供が能く喧嘩すると負けた者が逃出す、そんなら一方の勝つた者は逃げぬかと云ふとどつちも逃げる、だから喧嘩してもどつちも勝たすことも負かすことも出來ない、で傍からどつちが善いとか惡いとか善惡の判斷をして仕舞ふとどちらか感情を損ねる、で傍で助力してやるから敵を討つて來いと云つて私がどちらかに勝負を付けない、ところがそれが非常に子供の滿足することになる、是を鹿爪らしく叱つて勝負を付けたら決して滿足なる結果を得ないのであります、それから今までの成績に依て見ると塀があるとか或は嚴重なる戸前をすると云ふことはなせ可かぬかと云ひますると唯今一遍逃げてから歸つて來て止つて居る子供が澤山ある、其一例を申しますると、彼は構外へ出るまでは夢中で出てから初めて改心することが屢々ある、構外へ出てア、出なかつたら宜かつたと云ふ考を起すが最早晩い、今度表門から這入るより外にない、それは這入にくい、で歸るには歸られないから仕方ないと云ふので行つて仕舞ふさうして又犯罪することになる、それであるから前に申した如く逃げたかつたら逃げるがよい又歸つて來たかつたら何時でも歸れと申すのですから、今晩出て行つた奴が翌朝歸つて來て他の子供の寢床へ這入込んで居た例がある、朝出て晝食時分居ないどうしたと云つて放つて置くと晩になつて誰が來て居りますと云ふから行つて見ると誠に濟みませぬと云ふ、斯う云ふ風にして歸つて來るから再び監督する必要はない、で塀がある爲に一度出て歸るゝことが出來ないと云ふことになる、是は塀のある爲に歸ることが出來ないと云ふ一つの弊害になると思ふ。

それから父母の關係でありますす、今まで引取りました內に父母ある者と父母のない者との結果はどうかと云ふと私の方でやりました結果は兩親或は片親でも總て親類緣者のある子供は結果が良くない、一切何もない者の方が結果が良い、是はどう云ふ關係であるかと云ふことは今研究中でございますが、又私のやり方として若し父兄のある者は斷然父兄と交通をさせない、父兄と交通すると云ふことはどうも結果が宜くない、此利害に付ては研究中でありますが、私が今までやり通したところでは必ず結果が良くないから交通させない、で唯今では成るべく父兄のある者は取らない全く寄る所のない人間に限る斯う云ふ風にして居りますが、是はどうであるかと云ふと多少愛を割かれると云ふやうな事實がありはせぬかと

思ふ例へば或場合に他の子供と喧嘩をすると云ふやうな場合にチヨット父兄のことを思出すことがある、さうするとコンナ所にて苛められては詰らぬから行つて見やうと云ふので出る、出るには出たが父兄の所へ行くことも出來ずこつちへ歸ることも出來ないと云ふので再び犯罪に陷つたと云ふのもある、それから父兄はあつても全く世話をしない殆ど天下に寄る所がない私一人より外に寄る所はないと云ふ子供は大變親みが深くして恰も自分の親の如き感念を懷いて居るやうな結果かある、是が父兄のある者とない者との違ひであります、併しまだ是は深く研究して居りませぬ。

それから監獄へ這入つたところの不良少年とまだ監獄へ這入らないところの不良少年の結果はどうかと云ひますると、監獄へ這入らぬ子供の方が私の方では結果が惡い、寧ろ感化がし惡くいのであります、それはどう云ふ譯であるかと云ひますると、是は巢鴨の監獄から昨年の春寄越しました一人の子供でありますが、是は私の所へ連れて來まして寢ろと云つて寢かしまする時分坐敷の内へ寢ない、なつて居る、それからモー一人の子供は是は生れながらにして乞食の子で私の所へ連れて來たのが晩方であつたが、是は甚だ汚ない話だが私が便所へ行つたところが、小便所の方に大便がしてある、どうも考が付かぬ、それから其子供を呼んで尋ねると自分がしたと云ふのです、それはどう云ふ譯かと云ふと所をモ一つ明けて奥に大便所のあることを知らないのです、なぜ知らないかと云ふと生れながらにして坐敷を知らない、だから大便所はあゝ云ふものであると云ふ考からしたと云ふのですそれから夜分になると大變寒がるからお前ソンナに寒むがるが夜具の厚い薄いはあるが兎に角二枚掛けて一枚敷いて子供が二三人一緒に寢たら宜いことはない、全体どう云ふ風な生活をして居つたかと云ふと、親の代から人の居ない橋の下に穴を堀つて其中へ塵を持つて來てドン〳〵焚いてサン〳〵温つて水で消して其上へ藁を敷いて其上へ寢て上から叉藁を掛ける、さうするとまるで朝まで炬燵に這入つたやうにポカ〳〵して寢ることが出來る、斯う云ふので殆ど野獸的生活をして居つたのである、此野獸的生活をして居つた者に對つて立つにはどうする坐るにはどうする食事するにはどうすると段々數へましたところが容易に歲になる子供でありますが、是はどう云ふ生活をして居つたかと云ふと、六歲の時から乞食になつてあつちこつちを流浪して諸方へ追拂はれるので野原を行つて寢たと云ふのですそれが今日では蒲團の中でなければ寢られないと云ふやうになつて居る、それからモー一人の子供は是は生れながらにして乞食の子で私の所へ

之を慣すことが出來ない、それで監獄へ這入りました者は兎に角逃げることも出來ませぬければ反抗することが出來ない、で立つにはどうする、坐るにはどうすると規律的動作を仕込んで居りますからこれを今度連れて來た人間と外とから連れて來た野獸的態度を取つた子供では非常に感化上難易の差がある。以上は私の經驗しました事實を擧げて諸君に御話申上げたのでありますが、此監獄所在地殊に幼年監のある所には必ず一つの感化院がなければならぬと思ひます、過日川越の幼年監もチヨット拜見いたし又今日まで大阪、京都、名古屋、靜岡、橫濱等の監獄を參觀して昨年までに調べたことがございますが皆子供を父兄の手に渡すか或は親類緣者に渡すと云ふことが一般に行はれて居る、ところが其結果はどうかと云ふか私の持論から云ふと父兄の手に渡すのは可かぬと云ふのです、なぜ可かぬかと云ふと種々原因は異りませうが之を煎詰めて見ると家庭の不調和であらうたかと云ふと種々なる惡漢に接近して其結果犯罪をして監獄へ這入ることになる、それを再び不調和なる家庭に歸して滿足なる人間にすることが出來るや否やが私の一つの疑問である、それならば之をどうしたらよいかと云ふと、監獄から直接父兄の手に渡すことはチヨット聞くと親切のやうである、又親切の態度を取らなければ出來ないのであるが、其不調和なる家庭へ歸すは其者を改善せしむる策ではないと思ふ、然らばどうしたらよいかと云ふとどうしても監獄所在地に一つの感化院を建てゝ其感化院へ監獄から一旦移して其感化院で溫き同情を以て感化してそれから父兄の手に渡すことにする、其時は彼に相當の職業を充行つて生活の途を付けてやるがよい、ところが御承知の通り五六年前に貴衆兩院を通過して一縣に一箇所の感化院を造ることになつて居るが、未だ各縣に感化院が出來て不良少年を收容して其結果を見るに至らぬのは誠に殘念である、それで私の最も希望する所は少年感化の事業である、殊に監獄所在地に一箇所宛拵らへ置かなければ子供の處置に苦む、折角やつても子供が皆逃げて仕舞ふ、今日までどう云ふ譯で幼年感化事業が出來ないかと云ふと、兎に角連れて來た者が皆逃げて仕舞ふので其結果成立たぬのであるから逃げないやうな策を取つてやらなければならぬと思ひます、其逃げないやうにするにはどうするかと云ふと前申述べました自分の今までやりましたのでは多少好結果を見たやうに思つて居りますかち失禮ながら皆さんの御參考に供した譯であります

終りに尙は一言御參考に述べたいのは、彼等の多くは生れながらにして親に捨てられて親の恩と云ふことはどの方面から話しても分らぬ、で親の有難いことを知しらむるのは非常に困難である、ところが或時私の所に飼つて居る鷄が幸ひ雛を

孵化して居つて其親鳥が非常に強い雌鳥であつて猫が來ると猫にくつてかゝる子供などが傍へ行くと子供にくつてかゝる、それからあの雛を取つて來いと云ふたら、あれは喰付いていけませぬと云ふからそれでは今度は此米を持つて行つてやつて見ろと云つてやつて見ると喜んで食ふ、それから其子供に向つて偖てお前があの鷄の子を取りに行くとお前にくつてかゝり猫が行くと猫にくつてかゝる、あの雛はあの鷄が產んで二十一日間懷いてあゝ云ふやうに育てゝ居るのである、鳥類でさへもお前と喧嘩したとて勝てる見込はない、それにお前が行けばお前にくつてかゝり猫が行けば猫にくつてかゝる、お前は私の子ではないが一朝お前の身体に危害を加へやうとする者がある時に保護するのは私の責任である、唯些かの緣故を以て市ケ谷から引取つたのであるが假の親見たいなものである、其假の親自分の眞の親と云ふものは是以上の情があるものであるぞと云ふことを言つて聽かせまして初めて親の情は非常なものであると云ふことを少しく感じた子供があり

偖法は人を以て基本としたるものなれば宜しく各個人の健全を圖らざるべからず盖し國家が法律を制定する一に世の治安を保維するに在るを以て已に各個人をして健全ならしめんか其集合より成れる國家も亦健全に赴くべきは必然の結果なれば唯注意すべきは所謂健全とは身体の無病のみを云ふにあらずして相當の智識を備へ人の人たる責務を盡すの人たらしめざるべからざること是なり義務教育の制を設け父兄をして子弟の教育を負荷せしめ徴兵令を施き壯丁をして兵役に就かしむるが如き畢竟國家の健全を企圖するに外ならず彼軟弱若くは無教育の人多數を占めたる國家は終に國家として其体面を保つこと能はざるは古今の歴史に徴して炳焉たる所之を今日古今未曾有の時局に照すも我陸海軍か連戰連捷歐米人をして驚嘆措く能はざるに至らしめたるもの要するに体力の剛健、精神の充實、智識の發達各其處を得たるに因る其淵源遠く小學校時代の教育に基し入營三年刻苦精勵の結果と云はざるべからず即ち一人の健全より集りて此光輝を發せしものなること復た何人も異議を挟まざる所なるべし

之に反して不健全者は如何不健全者とは法律に背き其處罰を受くるの輩にして此等は實に國家を害し其治安を傷ふのみ譬へば一家に於ても傳染病患者あらば之を他方に避けしめざれば一家感染し其家斷絶するに至る故に之を治癒するには醫師の力をも借るべく避病院にも送らざるべからざるが如く不健全者は到底之を健全者と別異し相當の懲戒を施すに非れば國家自身其健全を傷ひ終には其生存を危ふするに至る裁判所は國法に照して之を處罰し監獄に投ずる盖し之が爲めのみ尤も裁判所は單り犯罪者を糾治するのみならず人間相互に渉る權義の爭を判する民事ありと雖とも飯する所は亦右に異ならず冀くは人々訴なくして互に親睦和融し權利を侵し義務を怠るが如きなきを國家は切に期望する譯なればなり

今全國中所謂病人にして國家の用を爲さず却て其害となり病院即ち監獄に於て現に治療を受けつゝある者の數を調査するに最近の現在に於て囚人五万六千二十三人刑事被告人未決勾留者ヲ云フ五千二百八十五人懲治人三百八十一人其他とも合計六万千九百十五人の多きを致せり之をして總て健全ならしめば一家の和睦は云ふ迄もなく門戸鎖さゝるの美俗を爲し今日の時局之を有用に使役せば其益幾干なるを知ず又之を國家經濟上より見るも之が爲めには監獄の建築其他警固の人員等多大の費用を要し加ふるに裁判所等の費用を以てす年々巨額の國費が此不經濟的使途に向て消靡せらるゝ豈に痛嘆に堪ゆべけんや

國家が巨額の國費を投じて不健全者の治療に勉むる夫れ如此なりと雖とも其一時の出來心より來れる罪犯者の如きは改過遷善の實を顯はし刑罰の目的を達するも再三再四之を犯して悛めず衣食を監獄に取るが如き所謂習慣犯なるもの年々增加す現に前述の統計によるも囚人中初犯者は二万千四十三人たるに過ぎずして其餘

の三万四千九百八十人は再犯以上の割に當れり此等の累犯者は長く監獄に投じて世に出さゞるの外なく出せば必ず良民の害を爲す所謂不治症の大病人たり如何なる良醫と雖ども亦匙を投ずべく實に遺憾の至りなりとす

此不治患者たる累犯者は姑く措くも尙ほ此外に保護宜しきを得ざれば矢張り同樣の大患に陷るべき者あり他なし前述在監人員中の懲治人三百八十一人とある者及び囚人中の未成年者是なり懲治人とは其所爲罪となるも年齡十二歲に滿たす或は十二歲以上十六歲未滿なるも是非の辨別力を有せざる爲め罪として論せざるも其情狀に於て放置すること能はず相當期間拘禁するものを言ふ（瘖啞者ニ對スル懲治ナキニ非ルモ少數ナルヲ以テ此等の懲治人等は若し拘禁の法宜しきを得ず他囚と同監せしむるが如き逃ベス）ことあれば忽ち惡習に感染し易きものにして感化上特に注意を拂はざるべからず

近頃川越、唐津等に幼年監を置き前者には東京附近の幼年者を收容し後者に九州中一部の幼年者を收容して特別の企畫を施せるもの蓋し此故に外ならず

此懲治人其他未成年囚の如きは素より學齡中の者なるも鰥寡孤獨、父兄の貧困其他の事情により就學する能はざるものあるべく中途廢學のものあるべし故に幼年監にては專ら敎育を施し感化薰陶に勉め又逮捕の地幼年監と隔絕し或は拘禁期間比較的短くして轉監せしむること能はず地方監に拘禁する者に付ても殆んど同一の取扱を爲せりと雖ども何れも期滿ちて監を出れば歸るに住居なく憑るに父兄なく之を憫れむの慈善家なく加ふるに入獄の身容易に人と伍する能はず其結果は再び犯行を爲して入獄を重ね而かも其術は一回は一回より益巧妙に赴き終に盜兒と化し了るに至る故に此三百八十一人の懲治人こそ所謂習慣犯者の雛兒にして即ち其生命のあらん限り國家と良民とに害を與ふるものと云ふも過言に非るべけれ

最近の報告は知るに由なきも卅五年中全國に於て幼年囚及び未成年囚の新受刑者は千二十六人にして內七百五十七人は再犯以上に係り懲治人は三百四十七人なりと云ふ更に川越幼年監の現況を看るに本年三月十五日同監の現員九十六人にして創立以來昨月末迄に出獄したる人員は二十七名現在員中拘禁期間二年の者五人一年六月の者一人一年の者十四人にして此等を通して成績の佳良なる者は十六人に過ぎずと云ふ而して此種の犯罪に於ける家庭敎育の有無は左の調査により之を察するを得べし

實父母現存する者	二八、二
實父のみ現存する者	一七、七
實母のみ現存する者	一五、六
兩親共に失へる者	一〇、四
繼父にて實母ある者	一〇、四
實父にて繼母ある者	八、一

養父母ある者　　三、七

兩親共に不明なる者　　八、九（以上百分比例ニ依ル）

而して兩親其他保護者の手に在りて罪を犯したる者は百分比例の三三三にして保護者の手を離れて後罪を犯したるもの六六、七に當る

又此幼年者一人に付ての拘禁費用如何と云ふに一ヶ年百十二圓五十六錢餘に當ると云ふ

唐津幼年監の現員は六月末の現在八十人なり尤も以上兩監の人員中には懲治人の外に十二歳以上二十歳未滿に屬する所謂未成年囚の幾部を包含す

熊本監獄昨日の現在囚人に就き其中の未成年者を擧ぐれば十六歳未滿の者四人十六歳以上二十歳未滿の者五十七人外に懲治人一人あり又此等未成年者の犯罪は多くは窃盜にして昨年中新たに入り來りし十六歳未滿者六十七人の内三十四人十六歳以上二十歳未滿者三百三十四人の内百九人は何れも窃盜犯者に屬せり

以上述ぶる所に依れば此懲治人其他未成年囚に付ては如何に政府が苦心し居るかを察するに餘あるべく一人が悔悟すれば將來に於ける夫れ丈の害毒を防止するとの同時に國家經濟上に於ても至大の益あるを知るに難からざるべし

以上は起訴投獄のものに付てのみ之を云へるも方今檢事局に於ては主として此等の犯罪は可成起訴又は懲治處分を求めず之に嚴戒を加へて父兄其他の保護者に引渡すこと、せり若し此等も亦其犯罪を理由として容赦なく一々起訴することせんか

懲治人及び未成年囚は更に驚くべきの數に達せんとす即ち本年一月より六月に至るの短期間に於て熊本地方裁判所檢事局（管内支部區裁判所ヲ包含セス）か此嚴戒放還の處分に出でしものゝみを以てするも十六歳未滿者二十八人二十歳未滿者四十八人の多數に上れるに依り之を證するを得べし

又前同期間に於て犯人の情狀等に照し到底之を放還すること能はず起訴して刑に服せしめし者は十六歳未滿者九人二十歳未滿者七十九人なり

前述三百八十一人の懲治人は主として十六歳未滿の者たるも出獄後之を其爲すに放置せんか再犯の場合に於ては已に懲治の年を超へて所謂未成年囚となる此未成年囚は必ずしも然りと云ふにはあらざるも懲治出獄の者より來るあり然らざるも不完全の教育又は全く無教育者より來る夫れ如斯幼年より監獄に出入して之を恥とせざると同時に世人に厭忌せられ共に齡する人なきに至り終身盜兒となりて良民の財產を奪取し國家に害を加ふるのみならず國家は之を養ふに莫大の費用を投ず其筋に於て昨年十月を以て全國不良少年の數を調査したるに適當の親權を行ふ者又は後見人なき兒童のみにして其數實に三千四百六十四人の多きに達せり之に親權者又は後見人あるも尙ほ遊蕩若くは不良の行爲ありと認むる少年を加ふるときは更に夥しき者あるべしと云ふ豈に塞心せざるを得べけんや

以上述べ來りたる不良幼年者の保護教育如何是れ通昭か此演壇に立て諸君の熱考を煩はさんと欲する問題なり諸君此問題に付如何なる考案を有せらるゝ乎必ずや職に教育に從事せらるゝ上は既に企圖計畫せらるゝ事あるを信ず學校に來りて教を請ふ者は業を授くるも來りて學ばざる者は我不關焉の態度を取るを得べきか或は單に教員と云ふ職務よりすれば表面上校堂の授業を以て事足るが如き觀なきには非ずと雖ども苟も教育家を以て自ら任じ終身斯道に盡瘁し以て國家に貢獻せんとする以上は必ずや對岸の火災視すべからざるべく檢事が告訴告發を受け之れを甄別して起訴不起訴を決し起訴するのみを以て我職了れりとせず其の裁判は當を得たるが監獄にては目的の通改過遷善の實擧るか出監したる者は再び罪を犯すことなきか如何せば裁判所の門前雀羅するに至るかを思ふと等しく各其の職制に在り裁判官不良子弟に向て懲罰を命じ司獄官之が執行として併せて感化の途を講ずると同時に諸君が彼慈善家宗教家等と共に在鄉不良子弟に向て其感化、保育、指導の任に當らるべきは是れ實に諸君の業務に伴ふ名譽ある一大天職に非ずや今

よりて定めらるゝ所の外夫れ々々職務の性質法律の精神に基き直接と間接とを問はず潛思熟考すべきものたるを信ず

國家が種々の法律命令を以て其大綱を示し之が運轉に從事する數多の官衙を置き相當の職員を配置するも總て國家の健全發達を企圖し其不健全分子を驅除するに在り裁判官不良子弟に向て懲罰を命じ司獄官之が執行として併せて感化の途を講ずるなきか如何せば裁判所の門前雀羅するに至るかを思ふと等しく各其の職制に

以上不良少年の保護教育の必要なることに付鄙見を述べたり就ては其方法細目に至ては通昭か今茲に事新しく陳辯する迄もなく經驗に富まるゝ諸君の已に了得せらるべきを疑はずと雖ども通昭亦其邊の理想を有せざるに非ず序次聊か之を述べて以て本演說を畢らんとす尤も此意見は所謂通昭か理想たるに止り或は現行の法規と相容れざる點もあるべく其點は豫め諒知し置かれんことを請ふ

或は曰く不良子弟教育感化は國家事業なりと通昭の見は之に異れり抑も子弟の教育は一家主宰（總テノ保護者ヲ含ム）の義務なり一家の力及ばざるときは一市町村之が責任に當るべく町村の資力限りあるを以て其力及ばざるときは一郡之が責に任じ一郡の力及ばざるときは一縣之を擔當す此順序を經て後ち國家之が責任に當るべしと此順を追はずして直に之を國家事業とす我之を是なりと云ふことを得ず

子弟の教育は國家が其父兄に責任を負はしめしものなれども其就學兒童が孤獨懲るべきなく或は父兄ありとするも其不幸災難困厄糊口し難きものに付ては之を强ゆるも實際上不可能のことに屬す人生の定りなき蚤く兩親を亡ひし不幸の孤兒もあるべく且つ世の進歩するに從ひ富者益其度を高め貧者益其極に達すべきは免れざるの數にして亦如何ともすべからずと雖ども其子弟に何の咎かある豈に其不幸

を傍觀することを得べけんや其不幸を救濟するは人間の最大美德にして而も國家を健全ならしむる第一着なり

不良少年は最初より不良なるにあらずして多くは父兄の流離顚沛止むを得ざるに出る徽菌なり此不良少年と雖ども必ず一家あり（其實アラス一戸籍を或市町村に有トスルモ）し居る筈なれば其一市町村の主宰者たる市町村長之を保護し之を敎育するの責任を負はざるべからず

市町村制によるに一市町村は自治機關にして權利を有し義務を負ふ所の一の法人なり即ち市町村は固と共同利益を以て集り共同利益を計畫する爲め此の自治制度を立てしものなれば此の點より觀るも市町村長に其責任あることは火を覩るよりも明かなるに今實際此の制度の運用如何と云ふに或は方面を誤りて發達したるにはあらざるやを疑ふことなしとせず夫れは別論とするも不良少年者の敎育及び慈善事業には或は冷淡に過ぐるの嫌なき能はず私に遺憾とする所なり

論じて茲に至れば不良少年の保護敎育は市町村長の責任にして諸君には何等の關係をも來さゞるが如しと雖ども諸君は所謂敎育家たる本領に於て充分の責務あるものにして其一部たる敎育の點に於て及ぶ限り全力を注がるゝことあらず必ずや其目的を達すべきを信ず

夫れ如斯各其責務を盡し、郡縣亦自治制の精神に基き意を茲に用ゆるに至らば幾千の不良子弟亦容易に之を善良に導くことを得べし不健全の分子一人を健全ならしむるときは國家の健全は一分增進す是れ敎育の目的にして國家の企圖する處に非ずや加之現に監獄費に於ても前に述べたる一年に百十二圓餘を利し之を國家有用の費に流用し或は夫れ丈け租稅の輕減を見るに至る事小なりと雖ども小事は大事の基本なり零碎積んで幾千万に至るべく其利豈に大なるにあらずや

諸君通昭の所言或は立法論に涉り今日に於て直に實行し能はざる點もあるべし然れども能く其精神を咀嚼し相當の方法を講究せらるゝに於ては或は寸益なきにもあらざるべき乎言辭の麁野なる前後錯綜して意を盡すこと能はず加ふるに局外者たる通昭にして此言を爲す所謂盲者蛇に恐れざるの謗あるは素より期する所若し徽志を斟酌して參考の資に供せらるゝを得ば本懷之に過ぎざるなり

思はず述べて茲に至る冀くは今日の時局に際し國家の爲め一層の努力あらんことを希望の至りに堪へざるなり茲に謹んで諸君清聽の勞を謝す

寄書

○賞罰公宣論

靜陵生

賞罰は最も嚴正ならさるべからず、然り小善も捨つへからず、小惡も逃すべからず、善あらば必ず賞し惡あらば必ず罰す、是れ自然と正義の配合反映なり、信賞必罰や實に遇因第一の要義と謂ふ所以又玆に存す其之れを行ふや難しと雖も嚴正を缺かんか、寧ろ賞罰せざるに如かざるなり、輕賞重罰又は重賞輕罰、或は主義に於て可ならんも共に嚴正と謂ふべからず、若し夫れ偏賞偏罰又は濫賞濫罰に至つては絶對に不可を提唱するに遲疑せざるなり

小善と雖も容易に賞すべからず、小惡と雖も容易に懲すべからず、徹頭徹尾其眞相を看取して然る後信賞し必罰すべきなり、嚴正は實に至重至愼を意味す

吾人の精神は賞罰の合宿所にして、賞罰は其精神の發現に伴ふ必然的眞價なり、換言せば因果關係の以外には決して賞罰の存するなし、唯夫れ買ふべくして賣るべき性質のものにあらず賞も亦惡罰の意あり、罰も亦勸善の義あり、二者共に公示せざるべからず、是れ必然的眞價なればなり、密行する勿れ、是れ嚴正に買ふべきものなればなり、勸善懲惡と信賞必罰の公示とは敢て兄たり弟たるべき筈のものにあらず

獄内に於て、法規上賞すべきは必ず公示するも罰に至つては殆んど密行に類するものあるは何ぞや慣習の久しき敢て不可思議を唱ふる者のなきも、罰亦勸善の義ありとせば、密行に類する措置を爲すの所以何處にか在る、何爲ぞ公示せざるや賞罰の權衡は堂々たる議論にして、又正攻すべき問題なり、されば奇襲の妙案もあらば、ちと筆鋒を向けては如何、借問す犯行にして秘密を要すべきものあらば如何、是れ畢竟程度問題にして論外なり、素より原則あれば例外あり、一を以て千を律する能はざるや當然なり

余の理想は犯則の例を示して他戒せんとするにあり、從來の如き凡てのゴタ〳〵主義を廢して憲法的に依らしむべしまた知らしむべしを實踐せんとするの希望なり、彼等の根性は此邊より改善せざれば目的を達すべからざるなり、玆に賞罰公宣論を作る機會と光榮とを有し併せて敎を乞ふの意を表す

○監獄改良に關する卑見

炭燒呂敏孫

今や監獄も着々改良の域に進み日露開戰以來當局者は續々特赦假出獄を勵行し將た司法官は微罪の如きは可成檢擧せさるの方針を採りつゝあり爲めに漸次罪囚減少の傾きあるは國家の爲め慶賀の至りに堪へさるなり夫れ然り而れとも尙未た姑息の感なき能はず吾人は常に根本的の大改良をなし經費の節減を希望するものなり況んや日露の戰雲幾年を經て終局するや豫期すべからざる危急存亡の時に於ておや若し不幸にして數十年間干戈を治むることを能はずとせば國家は益多額の軍費を拂はさるを得す終には徵稅の法なきに至るやも知るべからず否現に稅源に困みつゝあるにあらずや故に吾人は大に時局に鑑み此際斷乎たる改良を實行するは國家に對する焦眉の急務なりと信す依て今玆に改良に關する意見を左に陳べん

一條件付裁判を實行する事

地方の資產家又は名望家の如き假令普通人と雖も一朝の過失より生する犯罪或は偶發犯の如きは罪質相當の刑罰を宣告するのみにして監獄に拘禁せす執行を猶豫し或一定の期間謹愼し無事經過したるときは其刑を免することゝせは非常に在監人を減し隨て在監費を節減するや尠少にあらざるなり

二不定刑期を實行する事

或種類の犯罪者に對しては裁判官は豫め刑期を定めす刑罰を宣告するのみにて刑の執行中改悛の情狀顯著にして出獄せしむるも再犯の虞なしと確認するときは典獄は直に出獄を許すの權能を有し之を斷行することゝせば刑罰執行の目的

を達するに近からん定期刑の遺憾とする處は或は長きに過ぎ或は短きに失するの感なき能はず然りと雖も亦吾人は一般に之を實行するは敢て好まざるなり或一部の監獄に於て試に執行せられんことを希望するものなり

三附加刑の監視を廢する事

監視規則を廢するときは自然監視違犯なる者なし抑附加刑の監視の如きは寧害ありて益なし如何となれば該規則中には實に窮屈極まる細微の制裁を規程せり今其一二を擧くれば許可を得ずして他の地方に旅行するを禁じ又は群集の場所及酒宴遊興の席に會するを許さゞるが如きは自由を檢束するも亦甚しからずや監視は唯人の自由意思を抑制する處の無線羈絆にして有形の牽索にあらず監視あるか爲め豈に重輕罪を犯さゞるの理あらんや犯す者は平然之を犯すなり却て監視に違犯したるが爲め五十步百步所謂毒を喰へば皿までとの自暴自棄心を惹起し終に再び犯罪するに至るものあるは往々彼等の自白する處なり今之を斷然廢するときせば監視違犯の刊を受け入獄する者皆無となり隨て別房留置人なる者を見ざるに至る現行獄則中には別房留置の名稱を削除したるにも拘はらず尚實際別房の在監するは遺憾千万なり

以上監視違犯の四人及別房留置人果して在監せざるものとせば自然在監人を減ずると共に監獄費を節減するや論を待たず加之監視執行地調査往復等の煩累を省き又郵稅を節する勘きにあらざるなり昨三十七年十一月末日の現在調に依れば監視違犯の四人九十一人別房七十二人計百六十三人なり即一ケ年延人員五万九千四百五十九人となる此人員と經費とを減ずるの割合なり

四給與工錢は累犯者には與へざる事

給與工錢は出獄後生業に就く處の資本として給與するもの〳〵如く表面上は至極善美なるも習慣犯者の如き生計上の資に充る者殆んど稀なり密に探知する處に依れば滿期出獄の際同類相會し放免祝若くは慰勞會等の名を附し酒宴を催し或は青樓に遊び動もすれば歸途賭博をなし浪費する者多數なりと果して然らんには工錢を給與するは寧ろ害ありて益なし然れども亦初犯者偶發犯者の如きは待遇上に於ても將た感化上に於ても給與する方穩當なりと思ふ故に再犯を豫防し習慣犯者を變除せんと欲せば再犯以上の四人には工錢を給與せず冷遇するにあらざれば到底犯罪を減殺すること能はざるなり現に放免の歸途犯罪をなし再び監獄に立歸るもの多數なるを認む彼等謂らく社會に於て勞働をなし貧乏世帶を渡んよりは寧衣食住に安全なる監獄の住居に如かずと依之觀之ば斯る廉恥心なき頑迷無賴漢に對しては恩惠を覬覦し十分懲戒を加ふるにあらざれば感化の効力なきものと認む然りと雖も亦飜て考ふるときは或は歸鄉旅費なきもの〳〵如きは途中喰逃詐欺等の犯罪をなすやも圖り知るべからず斯る虞ある者は放免の際に當り詮議の上幾分の恵與をなすも可ならん果して再犯以上の四人に工錢を給與せずとせば一は再犯豫防となり一は作業收入を增加するの理にして非常に國家の利益と云はざるべからず

以上は何れも現行法を改正するにあらざれば實行することを能はずして固より識者の非難は免れざるなり而して條件付裁判及不定刑期施行方法の如きは今更に說明するの要を認めず今や當局者は監獄經費に孜々として節約主義を採りつゝありしも唯僅に小部分の節減に過ぎず吾人は監獄改良と云へば罪囚を減少するを以て第一の主眼と信ず以上述べたる如く果して實行するものとせば非常に在監人を減ずると共に數十万圓の監獄費を剩出するは敢て難きにあらざるなり



統計

○明治三十八年一月末日現在全國在監人員表（△ハ減）

監獄別	人員	三十八年一月末日現在 男	女	合計	卅七年十二月末日現在	卅七年一月末日現在	比較增減 前月ニ比シ	比較增減 前年ニ比シ
四	人	四八、七一〇	二、七七八	五一、四八八	五二、三八二	五四、二六一	△八九四	△二、七七三
刑事被告人	人	四、二〇六	二三六	四、四四二	三、七〇九	八、五五六	七三三	△四、一一四
懲治人	人	四一七	四一	四五八	四六一	五七一	△三	八七
留置人	人	六六	二	六八	六七	二九二	△一	△二二四
訊房	人	三七	四〇	七七	七	九四	一〇	△一七
乳兒	人							
總計	人	五三、四六三	三、〇九七	五六、五五九	五五、八五二	六二、五一八	△一五三	△七、〇四一
再揭（監獄留置場）	人	五二、六七三	二、九二六	五五、五九九	五五、八五二	六二、五一八	△二五三	△六、九一九
		七六三	一七一	九三四	八三四	一、〇五六	△一〇〇	△一二二

（備考）本表中外國人ノ事實ヲ摘クレハ左ノ如シ

四人男二八、內露西亞三、清一九、韓六、刑事被告人男九、內關佛西一、露西亞六、清二、

監獄別	人員	四	懲治人	刑事被告人	訊房留置人	乳兒	合計
小菅	人	九七四					九七四
東京	人	五五八	七	五三四		五	一、一〇四

○明治三十八年一月末日現在全國在監人員監獄別表

監獄別	人員	四	懲治人	刑事被告人	訊房留置人	乳兒	合計
市谷	人	一、三二四	一				一、三二五
鴨	人	一、九七七					一、九七八
巢	人	一、三八九	一九	五九	一七	二	一、四七六
橫濱	人	八〇六	一六七	六〇			一、〇三三
浦和	人	一、二九九		九五	一	一	一、三九五
千葉	人	八七二	一六	五七	一		九四三
水戶	人	九七七	四	六四	七	一	一、〇四三
宇都宮	人	八一二	一	三〇	一		九二六
長野	人	一、三二〇	一四	一〇八	一七	二	一、四四八
甲府	人	四四七	七	六四	一	一	四八六
安濃津	人	七九五	二	一〇五	一三	一	八三四
名古屋	人	二、〇五二	二九	五五	一	五	二、一九一
靜岡	人	八五五	二	四二		一	九一〇
豐橋	人	六八九	四	三三		一	七三四
岐阜	人	六五五	五	四八		一	六九三
所	人	二八五	五	一八		一	三三九
井澤	人	四六四	二	三〇		一	四八八
山	人	三二一	九	四七	一	一	三五五
渴	人	九五四	九	四七	一	二	一、〇一五
城	人	一、〇一一	六	一九二	二	二	一、〇二二
島	人	三九七	二	九二	一	一	一、一二九
岡	人	四〇六	一	四〇	三	二	四三八
森	人	七〇六	一	四六	二	一	四五二
形	人		三	八九	七	三	八一二

鹿兒島	宮崎	熊本	佐賀	大分	長崎	三重	高知	愛媛	徳島	香川	岡山	島根	広島	山口	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿兒島
五八三	一、四〇四	二、九八〇	一九〇	六二六	七〇四	一、八六〇	九五〇	一、七三九	九六五	二七〇	六九〇	六七〇	七二〇	一、〇二〇	七七一	一、四五四	一、四六七	一、四五九	六六三	七五八	三四六	七六四
四	一〇																					
五三																						
一																						
一																						
二																						
二																						
四																						
八																						
二																						
一																						
一																						
二																						
一																						
一																						
一

| | | |

一保護中の者　十六人、
二自活方法確立せし爲め保護を解きたるもの　十三人、
三鄉里其他に相當なる保護者を得たる爲め保護を解きたるもの　七人、
四誓約に背きたる爲め保護を解除したるもの及逃走したるもの　九人、
五犯罪したるもの　四人、
六死亡したるもの　四人、
計　五十三人、

但し一項より三項に至るまで三十六人の目今の生活狀態を擧れば左の如し

一土地家屋及妻子を有し家賃の收入並に勞高月收入十五圓以上の者　一人、
一土地家屋及妻子を有し一ヶ月十圓內外の收入ある者　一人、
一借家なれども妻子を有し一ヶ月十二圓以上收入あるもの　十一人、
一妻帶一家を爲せしも監督するの必要ある者　三人、
一他人の家に寄宿せしめ一ヶ月四圓內外の收入ある者　六人、
一日雇業及職工等に從事せしめ一日三十五錢內外收入ある者　七人、
一親族又は知人の相當保護に依り生計を立て居るもの　七人、

兎四保護部規約

第一條　本部は同情有志者の結合に成り宮城監獄在監人にして住所なく又は引取人なき爲め刑期滿限に至るも出監する能はさるものを保護して出監の便を與ふるを以て目的とす

第二條　本部に於て保護するものは在監中の行狀善眞にして世話人會の決議を經たるものに限る

第三條　本部に於て保護する年限は被保護者の監視期間とす

第四條　本世話人會に於て保護すへしと決定したるものあるときは別紙書式の誓約書を差出さしめ其引受方を本部より宮城監獄に申立つるものとす

第五條　被保護者は總て躰力相當の職業に就かしむ

第六條　被保護者の職業は總て本部に於て之を指定し以外の職業に就くことを許さす

第七條　被保護者の住所は總て本部に於て之を指定し指定以外に宿泊することを許さす

第八條　被保護者の衣服器具等は總て本部の承認を經るに非されば新調することを許さす

第九條　被保護者は飲酒を禁す

第十條　被保護者は總て本部の承認を經るにあらざれば義務を負擔する行爲を爲すことを許さす

第十一條　被保護者の所持金は被保護者の名義を以て郵便局に預け入れ其通帳は本部に於て保管するものとす

第十二條　被保護者は總て確實なる生命保險契約を締結せしむ其保險料は金百圓を以て標準とす

第十三條　被保護者の所持金は每月衣食住其他必須の費用を支辨し其殘餘は第十一條の預金に組入るゝものとす

第十四條　被保護者に對する扶養義務あるものを發見したるときは本部は速に被保護者を引渡すものとす

第十五條　扶養義務者以外に於て被保護者を引取らんとするものあるときは其身元確實と認むるものに限り之を引渡すものとす

第十六條　保護繼續期に至りしときは本部は保管せる一切の物件を運付し自後獨立生活を爲さしむるものとす

第十七條　保護者譬約に背くか又は不正の行爲あるときは本部は世話人會の決議を經て保護を解除するものとす
此場合に於ては其顚末を詳具し宮城監獄に申報するものとす

第十八條　被保護者の遺留金品あるときは世話人會の決議を經て之を處分するものとす

第十九條　本部の事務は宮城監獄內に於て取扱ふものとす

第三十條　本部員は本部の費用を分擔し總會議に參與し世話人を選擧するものとす

第二十一條　世話人は五名とし保護に關する一切の事務を處理し其內二名を以て世話人總代と爲し本部を代表せしむ

第二十二條　事業の成績會計の收支は一周年末に於て世話人より部員一般に報告し宮城監獄に申報するものとす

第二十三條　此規約は總會議に依るにあらざれは變更することを得さるものとす

第二十四條　將來本部と目的を同ふする確實なる社團の創立あるときは本部の事業は之れに引繼くものとす
此場合に於ては總會議に依り之れか決定を爲すものとす

○明治三十七年茨城縣保護會事業成績報告

一明治三十七年中被保護人の出入左の如し

前年越人員	入人
本年中入會者	五人
親屬故舊に復歸せし者	四人
死亡	一人
無斷退會者	なし
翌年越人員	入人

一本會創立以來無斷退會者年々數名あり然るに本年間は一名だも不成蹟者を出さゞりしは稍保護發達の域に進みし結果ならんか尚益々保護の方法を研究しつゝあり

一客年より水戸監獄在勤教誨師に囑托し毎月一二回夜間被保護者を集め茶話會的に最も簡易なる修身齊家の講話を聽聞せしむることとせり前項の好蹟を擧げし如き全く其結果ならんか

一被保護人の職業

日傭稼業提灯張石油行商等に從事し一日の賃錢參拾四錢乃至六錢を得内食費を償ふこと能はざる者一人にして他は優に衣食の費を辨償す其職業の細別を擧くれば左の通	二人
水戸市役所掃除雇人	一人
養豚場雇人	一人
按摩業	一人
石油行商	一人
提灯張業	三人
計	八人

一被保護人の食費を償ふこと能はざる者には毎月其不足額を補助し同時に職業の奬勵に意らず

一本會附屬養豚事業は客年養豚會改築以來益佳良に趣き本年中賣却せし豚數三十二頭（賣却金額四百九圓餘に達す）の多きに達せしも尚現在四十三頭を殘し多額の純益を得たり

一豚種の改良本會在來の豚は質最も劣等なる雜種にして發育鈍く故を以てバクシヤ種兒豚牝牡數頭を購買漸次改良しつゝあり

一本會の組織は社團法人なり

一維持費は基本金の利子寄附金會員の會費及養豚業の利益を以て充つ

○出獄者福島保護會の創立

戰勝國として積極的事業の勃興せんとするの秋福島監獄に於ては和田典獄の首唱により將來に保留せられざる一時的祝捷會の開催を廢し出獄者保護事業を起さんとて福島保護會を組織し趣旨書及び假規則を設け假に役員を選定したれば去一月二十九日監獄吏員の講武會を兼ねて保護會の發會式を擧行せり案内により臨席したるは裁判所長檢事正を始め判檢事一同及同縣書記官參事官視學官其他辯護士郡町村の有志者新聞記者等にて和田典獄は來賓の臨席を謝し出獄人保護事業の必要に就て演說し以て識者の助力を請ひ役員の報告ありて後青木檢事正は再犯者を減するに保護會の設けなかるべからずとの理由を演說し賛助の意を表したりと同會の會員は數種ありて金五十圓を出金する者を名譽會員とし一時金十圓以上又は毎年一圓つゝ十二年間出金するを特別會員とし一時金二圓以上又は毎年六十錢つゝ四年間出金するを正會員とし金二十錢以上義捐するを賛助會員とするにありといふ、吾人は同會々員の百難を排して光輝ある事業に成功を添ふるの期あらしめんことを聯が婆心を加へて紹介すること斯くの如し

註錄

○白耳義の監獄制度（承前）

七　備品　　耕道生

健康囚の監房には種々の備品を要するものにして其品目は左の如し

一鐵製寢臺、木製椅子、衣裳掛、十字架聖像

二遵守規定抜抄、監督委員會々員表、酒菜定價表、敎戒的格言表、辯護士名簿（未決監に限る）

三掃除用刷毛、籔取、箒、塵取、海綿、雜巾、石鹼函

四衣服及頭髮刷毛、櫛、

五飯盒、酒盞、錫製匙

器具及書類物品の保存費は一年に四十フランクとし保存期限は別に之を定めず懈怠若くは故意に因り毀損又は滅失したるときは囚人に自辨せしむるものとす

釣臺床は多年使用せしが實際男囚の健康に適せざるのみならず特に女囚に然りとす故に之を鐵製寢臺に取換へ著しく利便を增し費用を減ずるに至れり

該寢臺は堅固にして三十一キロの重量を有すれば破損又は取扱の不便なし晝間は臥具を包みて折合はせ之を卓上に載せて房内の一隅に偏置し得るより他の作業用器具等の取扱に妨げなし就眠の時には適宜に寢臺の脚下を伸縮し得るより臺下の寒濕

を避くることを得べし縱長く幅廣きを以て優に臺上に手足を啓き胸腹を胖かにし靜動脈を沮まず安穩に平臥することを得べし爲めに血液の循環を妨げず呼吸の逼迫を來さず食物の消化を不順にするの憂なし而して其製作費は一臺に付き十六フランクにして之を釣寢床及附屬品の三十フランクを要するに比すれば幾んど其半額に過ぎず如此鐵製寢臺は保存の耐久と費用の節減と取扱の利便と囚人の健康の上に顯著なる利益を有するを以て遂に各監獄に於て之を採用するに至れり

八　寢具

寢具は前項に揭げたる品目の外氣候の變遷溫度の昇降に隨ひて更に左の品目を備置くを要す

一　上敷布　二枚
二　枕包布　二枚
三　毛布　二枚
四　羅紗製臥褥　三對

如此數組の寢具を備へ置くときは再調又は洗濯等の場合に之を取換へ常に其清潔を保たしむることを得べし羅紗製臥褥は三對を備へ置くときは著しく費用を增加するがゆへに之を二對に減ずるも可なるべくまた毛布は二枚の中一枚は其保存を嚴にするが爲め冬期を過れば遲滯なく之を倉庫に納むべし而して是等の寢具調製費は總計五十三フランク四十八サンチームにして其保存期限は八箇年と定めたれば囚人一人に對する一箇年の費用は六フランク六十八サンチームの割合なり殊に毛布の如きは二十年以上の使用に耐へ保存期限の二倍以上に超ふるものなれば實際は其原價の半額を以て足れりとす

寢具には總て監房番號を附し囚人をして互に之を轉換使用せしめざるものとす

若し之を放任するときは其保存の期限を短縮し傳染病毒等を傳播するの恐あり但必要の使用に因り破損又は消滅に歸したるときは其保存期限內と雖も之を取換へ再渡するものとす監房には猶は厨器等を備へ置くを以て囚人の動作に妨げなからしむる爲め寢臺は夜間と晝間の位置を變へて取片付け可成房內の餘地を存ずるよう注意すべし臥褥は從來藁を以て包みたりしが千八百七十一年以來ブラ

ヤンヒールの海藻を用ゆることとなりこの材料は保存に耐へ健康に適するも一般に之を採用するときは一時に莫大の調製費を增加するに至るべし即ち藁の代價は百キロに付十フランクなれども海藻は百キロに付三十フランクなれば其三倍に上るべし然れども海藻と藁とは同じく十キロを用ふるものとすれば藁は一年二對に四十キロを補充し海藻は八キロを補充するがゆへに海藻は藁に比すれば一年に一フランク以上を節減することを得べし猶は海藻は輒すく點火せざるも藁は忽ち點火し易けれは其保存に於ても遠く海藻の安全に及ばざるものとす或は海藻は海鹽を含有するを以て体溫に因り臥褥の暖なるに隨ひ鹽分自から融解し瘡癩痙斯症等を誘發するの恐ありと云ふものあれども此憂は未だ定說と認むるに足らず

各監獄に於て一般に海藻製臥褥を採用するときは大に刑法上及衞生上の目的に適合すべしと雖も猶は一步を進めんには獸毛製に若くはなし是れ恐らく他に比類なき良品ならむのみ

九　衣服

四人の衣服は罪囚の種類に因て之を一定し可成褪色せざる地質を撰び時季に應じて點數を定め給與すべし其品目は即ち左の如し

四人の衣服並附屬品

男	四	女	四
羅紗冬服上衣	一	毛織製長衣	一
同　袴	二	同下袴	二
麻布夏服上衣	二	麻布製長衣	二
同　袴	二	同胸當	二
ジミット製袖付下衣	二	同肌着	五
同下袴	二	カクシ入手巾	三
鼠色麻布肌着	五	襟　卷	三
頸　布	三	晝間用略帽	三
手　巾	三	夜間用略帽	三
前　掛	四	前　掛	四
ジミット製上靴	三	手　拭	三
毛糸靴足袋	三	綿製靴足袋	三
脚　絆	三	毛糸製靴足袋	三
羅紗製帽	一	脚　絆	四
紐付靴	三	紐付靴	三
鼠色紗織外套頭巾	三	鼠色紗織外套頭巾	三
手　拭	三		
紐附靴	三		

衣服及附屬品には總て番號を附し其保存期限は四箇年とす然れども常用の結果損滅に歸したるときは何時たりとも之を取換へ貸與すべきも懈怠若し

くは故意に出でたるときは寢具と同じく囚人の自辨とす

從來使用したる冬服の地質は防寒に適せざるを以て之を羅紗地に換へ上衣の仕立式は漸次改良を加へ今日に在ては腹部と臀部を被ふに足るべき一種の短衣と爲し胸の釦は二個までは隨意に之を外し置くことを得るものとす

女囚は運動時間内に限り冬服羅紗の長衣を脫して一着の長衣とし胸の釦は男囚の如く二個までは之を外し置くことを得べし胸部を蔽ひたる仕事用胸當は帶を締むる代りに之を用ふるものとす

冬帽及夏帽は羅紗又は麻布を用ふるときは費用を增し健康に適せざるより之を毛皮製頭巾に改め囚人携帶の革靴は麻布を編みたる底强き紐付靴に代へ其調製費を減ずるを主とす即ち革靴は一足に付き五乃至六フランクを要するも紐付靴は其十分の一に上らざればなり衣服及附屬品の調製費は之を合算すれば一箇年六十フランクとなる之を四箇年の保存期を有するものとせば一箇年の調製費は一人に付十五フランクの支出を要するものとす

十　食物

囚人の食物は衞生及行刑の目的に關する重大の問題にして吾人の夙に研究を費せし所なり其調味分量の如き種々の差ありと雖も要するに彼等の營養に過剩匱乏なからしむるを以て適度を得たるものと謂ふべし千八百四十六年七月四日の規定に依る獻立法とルーベン監獄の獻立法は現今各監獄に於て準行せらるゝものとす該法に依れば甲者は多く同種の物を用ふるがゆへに其調味佳良ならず隨て身体の活氣を萎靡し食欲自から減退するを以て病因となるべしと云ふものあり即ちパンの外獸肉の割合少量にして煎汁の如きも其糖分鹽味に乏しく過半は野菜を以て塡充せらるの之に反して乙者は較々其調味甲者に優り其物量平均を得るものと認められたり今玆に其一人一週間分の獻立に付き其兩者の差異を示せば即ち左表の如し

ルーベン監獄の獻立表（キログラム）

	甲	乙
裸麥並小麥の中和製パン	四、二〇〇	〇
裸麥パン	〇	四、三七五
燒小麥パン	〇、三三〇	〇
無燒小麥パン	〇	〇、四二〇

他監獄の獻立表

牛肉	〇、六〇〇	同	上
豚脂	〇、〇九〇	〇	
ジャガ芋	五、〇五〇	同	上
生葱	〇、五四〇	同	上
米	〇、四六〇		〇
干菜豆	〇、四〇〇	同	上
干蚕豆	〇、三五〇	同	上
大麥パン	〇、一〇〇	同	上
玉葱	〇、〇六〇	同	上
豚油	〇、〇九〇	同	上
鹽	〇、二四五	同	上
胡椒	〇、〇三九	同	上
蕎麥（コーヒーに混ず）	〇、〇七〇	同	上
牛乳 一日一人分の配當	〇、三五〇	同	上
素炭	一、八五八	同	上
一日一人分の入費	一、六、九六〇、三二四（フラン・サンチム）	同	上
ガン監獄醫大學敎授マレスカー氏が前揭下欄の獻立表を試驗したる成績に依れば凡そ獄内に生活する囚人は其拘禁の影響に因り体量を減じ精力を廢し全体の機能殆んど振はず顏色は鉛色を呈し血液の循環不順にして脂肪は漸次脫落し筋は軟弱にして蒼白又は黃色に變じ骨は恰も草食獸の如く脆弱となり終に血液惡變し癆瘵肺結核漿乙液等の諸症を發するに至るものとす當時百四十八人の囚人中八人は癆瘵性の病症に罹り肝油を服用し居たりしが其症狀は腺腫膿瘍腐骨水腫腫物肋膜水腫衰弱症等なりとす如此他の諸症に罹るもの稀なるに拘はらず此種の患者最も多きを見るは結局該獻立の不良にして滋養物の缺乏に起因するものなり

牛肉	〇、四〇〇	同	上
豚脂	〇	〇	
ジャガ芋	六、三五〇	同	上
生葱	〇、四〇〇	同	上
米		〇	
干菜豆	〇、三五〇	同	上
干蚕豆	〇、〇七〇	同	上
大麥パン	〇、〇七〇	同	上
玉葱	〇、〇八五	同	上
豚油	〇、〇八五	同	上
鹽	〇、一四五	同	上
胡椒	〇、〇二八	同	上
蕎麥（コーヒーに混ず）	〇、〇八〇	同	上
牛乳 一日一人分の配當	〇、〇七〇	同	上
素炭	〇、三五〇	同	上
一日一人分の入費	一、九三五、一三、九八〇（フラン・サンチム）	同	上
	〇、三二〇		

該囚人の中には身体の各機關に劇甚なる慢性の燃衝狀を呈せず衰弱の極點に達したる患者尠からず如此患者は燈火の滅するが如く自然に瀕死するものなりまた水腫病の患者中には特に肋膜水腫に罹るもの多く其他多數の患者は食物の分量少なきよりも寧ろ滋養物の缺乏に起因するものとす

拘禁中に發生する病的原因は主として食物に起因するものとすゆへに若し少しく病候あるもの拘禁の身となるときは著しく病原を增長し食物に起因したるときは漸次病症を劇發するに至るべし

獻立法の變更せらるゝ毎に著しく死者の數を增加せしが病者の數は格別の差を見ず或は病者の數多きことありしも概ね病者は死者に比し少數なりし

一般に獻立法の改良せらるゝに及び病者の數は頓に減少したるも牢獄病は一の慢性病となり感染者は病監と工場との間に刑期の折半を送り僅に餘喘を保てり獻立法の變更に因り最も著しく死者の數を增加したるは千八百四十六年及同七年の兩年間にして其獻立は格別の粗惡に變更し未曾有の程度に低減したればなり

又ガン監獄醫ドクトル、ロ、ノベル氏の醫事報告に係る千八百六十九年後半年報（三七九―三八七頁）の一節に曰く

囚人の食物は其健康に第一の原因を爲すものとす凡そ拘禁の初年に在つては何人も暗涙に眤び顏色憔悴し体力衰靡し貧血の症狀を呈するものとす人心の失望と無情とに陷るときは必らず攝生に影響し消化の機能を失ひ食物消化せず食欲振はず養液の成分自から減少し血液惡變して不充分となり時々枯渴したる咳嗽を頻發し終に恐るべき肺癆症を誘發するに至るべし

又囚人の情態たる初年に於て二三箇月の間は常に憂鬱の裡に沈淪し次年の終りに於て幸に未だ死せず肺の活動を危くせざれば劇しき胸痛を感せず自由に談話を試みんことを望むに至るべし但だ其症狀は如何に輕症なるも良久しく衰弱の間に經過し少しく輕快に傾くことあるも其全癒に至るには猶ほ幾多の時日を要すべし或は不幸にして其一命を損じ往々酒保の憐憫を蒙り肝油の服藥に終生を送くるものも亦尠なきにあらざるべし

食物の囚人の健康上に大關係を有することは右の醫說に依りて略ぼ之を諒知するに足れり然れども世人輒もすれば醫說は過大に失し如此ば囚人の食物は兵卒に優れりと云ふものなきにあらずと雖も是ら輕忽の謬見たるを免れず今ま兩者の分量を示さば思半に過ぐるものあらん即ち每年消費すべき牛肉の分量を對比せんに

	キログラム
ガン及分房監獄囚人	二〇、八〇〇
ベルチック國兵卒	一〇九、五〇〇
非分房監獄分監及ブリユッセール監獄囚人	一〇、四〇〇
ルーベン監獄囚人	〇三五、八八〇

如此兵卒に給與する牛肉は多量を示しパンの如きも兵卒は一人に對し七百五十グラムの小麥パンを給し囚人は一人に對し六百二十五グラムの裸麥パンを與ゆるものとすれば食糧費は一日一人に付き四人は三十二乃至四十サンチームを要し兵卒は七十サンチームを超ゆるを以て其分量代價よりするも囚人の兵卒に優らざるは自から瞭然たる所ならむ

既決囚と未決囚に對しては其食物に付き何等の差異を要せざるや此兩者は其身分を異にし監房を別にするものなれば獻立も亦之を區別するは獄制の主旨を貫徹するに於て最も必要のことゝ謂はざるべからず今ま有名なる監獄事務官ヲユクペチオー氏の說に曰く分房監獄に於ける囚人の食物は最も其獻立に注意し雜居監獄に於て供給すべき食物よりは一層佳良の材料を撰ばざるべからず而して勞働社會に於ける丁男職工の食物と其均衡を得せしむるにあらざれば以て身体の健康を保し難きのみならず殊に長期囚の如きは日を逐て衰弱に陷るべし白國に於ける囚人の食物は其分量に於て不足なきも其品質良好ならず野菜又は水液物を以て其皿を塡され滋養分に乏しきを以て二三箇月を越へざる短期囚の如きものに對しては特に改良を施し酸素及炭素の如きも可成之を少量にし滋養分に富みたる食料を給與するにあらざれば身体の强壯を害し僅に餘命を保ち歲月の多少を經過するに止まるに至らむとす

千八百四十六年七月四日の獻立法はコルゼ地方監獄に於ても準用せられ同監獄醫は數年間之を試驗し遂に同六十六年に至り其成蹟を公表して曰く僅少の刺激力を有する食物は胃の作用を奮興するも消化を遲くし胃を害するものにして食物を胃に瞞下したる時刺激物の爲めに其消化を妨げられ幾許の酒を飮むも鹽の力を假らざれば食物を消化せしむる能はず終に胃中に瓦斯を發するに至るべし

營內に於ける兵卒は常に中等の量目を有する動物の精肉を食用とするも監獄に於ける囚人は滋養分に乏しく徒々刺激ある食物を用ひ急に入監前の食物と一變するがゆへに强く身体の衰弱を來し爲めに慢性病を發するの原因となることありと

如此入監前の食物と入監後の食物とを比較し以て身体の健否を云爲するが如きは殆んど價値なきの論なり既決囚の食物は今日に在ては數次改良を加へ之を貧民の常食に比すれば頗る優等の品質となり

れり

千七百八十九年以前に於ては囚人の處遇は獨り食物の不良に止まらず常に空氣の流通せざる暗黑の牢獄に獨居幽閉せられ僅に一人前のパンと水とを給與せらる現今に在つては非常の場合は坐ざ知らず平素に在ては再たび斯る慘況を現出することなかるべし

囚人の食物は康福を保つに必要なる餌味に限らるゝものにして決して美味を撰ぶべきものにあらず況んや貧民の如き常に粗食に甘んずるも大陽の光熱に暴露し活潑の運動をなすがゆへに肥大の体格を有するものあるにあらずやと如此十把一束に論じ去るときは化學上の研究も法律上の規定も顧慮せざるものにして獻立法の改良を妨ぐるの說なり

重罪刑罰法第三百十三條に曰く囚人の食物は精撰且潤澤の材料を給すべし而して化學上より云へば丁年の男囚に對する食物は酸素二十グラム炭素三百乃至三百五十グラムを含有するの材料を要し其一人前の食量は通常二キログラムを超過すべからず其小食の男囚は呼吸大小便に因り毎日酸素二十グラム炭素三百十グラムを放散するがゆへに其一日の食量は右の酸素及炭素を再造するに足るの原料を撰ぶにあらざれば適當の材料にあらずシユマーの說に依るも吾人は小便、肺、皮膚に因りて一時間に炭素の十乃至十五グラム及酸素の一グラムを放散するものなりとエルラン大學敎授ガスパラン氏の既に曰く体量十キロを有する未婚の無定役囚は一日に平均酸素二グラム炭素四十二グラムを要しまた有役囚は酸素四グラム炭素五十二グラムを要す在監囚の体量は平均六十五キロを有するがゆへに酸素と炭素との應用分量は即ち左の如し

	酸素	炭素
無定役囚一人に對する分量	一三グラム	二七三グラム
有役囚一人に對する分量	同一三	同六五
同	同二六	同三三八
計		

千八百四十六年七月四日の獻立法に定めたる食料に對する酸素は囚人一人に付一三グラム九八とし炭素は三二〇グラムとしルーベン監獄の獻立法には酸素一六グラム九九と炭素三二四グラムと定め其他蛋白質及脂肪の分量は即ち左の如し

一、八四六年七月四日獻立法

	グラム
蛋白質	一〇七、五三
脂肪	三九、二三

ルーベン監獄獻立法

男囚及休役牛休、役囚一人に對する分	蛋白質	一三七
	脂肪	七二

此酸素及炭素の分量は法律上若しくは化學上に於て之を一定し得べきやルーベン監獄の獻立法中に其分量を定めたるが如き域は之を非難するものなきにあらずと雖も必らずしも之を一定し得ざるものにあらず何となれば元來食物は血液を製造するが爲め酸素及無酸素分を含み呼吸を圓滑ならしむる爲め炭素及水素分を有するものたらざるべからず而して澁動物を少なくし固形物を多くし可成異種物を撰び植物と肉類とは常に其分量を平均するを以て適當の食物なりとす故に酸素及炭素等の分量を一定し得るは固より論を俟たざる所なり

千八百四十六年七月四日の獻立法及ルーベン監獄の獻立法は其成立の當初に在ては强く世論の攻撃を受け甲者は滋養及異種的材料に乏しく乙者は理論に偏して社會階級生活の狀態に反するものなりと非難せられたり而して該法はルーベン、ナミユルスチユベールの三監獄に實施せられたりしが當時三監獄とも平均二千八百人の囚人に對し幾分か人員の減少しつゝありしに拘はらず毎年八万千七百六十フランクの食費を增加し尙ほ一日一人に付三サンチームの副食物を酒保より購求することを許されたるに患者の數は依然として異動なく隨て病監費及醫療費の如き毫も其減少を示さゞりし如此實況なりしを以て新獻立法の効果は其那邊に在るやを疑はしめたりしも多年の研究と實驗とに因り漸く完全の域に達せんとするに至れり又時季の變遷に伴ひて獻立法は之を變更せざるべからざるは勿論なりと雖も白國の如きは温度の高低に非常の激變なきを以て冬期と夏期とに於る食物の分量は別段の注文を爲さずまた殘餘の食物は囚人の食欲の有無に拘はらず之を各囚に分配せざることゝし姙婦には空腹を感する甚しきを以て麪酌を加へて多量に給與するものとす其他被罰囚は犯狀の輕きものは通常分房内に在て作業を繼續し犯狀の重きものにて作業を爲さしめざるものは牢内に閉禁するを以て可成減食は之を避けしめざるべからず

上來說示したる所を以て各種の獻立物につき其一

班を詳悉したれば之を實際に應用し其得失を鑑みば蓋し得る所亦鮮少ならざるべし

○八王子女監の過去及現在の狀況（承前）

八　女　生

女性の窃盜には万引なるものあり万引は男性にあつては爲し能はざる行爲なり万引を爲すには多く數人の共犯者を有せり共犯者多ければ隨て斯種の罪惡を犯すに易きを以てなり而して此種の犯罪を爲すには多少の資本と人物とを要す資本とは何ぞ呉服屋の番頭や小僧の信用を得るに足るべき相應の美服を着用せざるべからず人物とは何ぞ衣類に相當する外貌と擧措を備へ恰も令嬢奥様然たる態度を裝はさるべからずされば万引を爲す彼等の多くは共犯中必ず一人の美貌衆に勝るゝものあるは是か爲めに非ずや身分不相應の美服を所持し居るも亦た是か爲めなり一人を令嬢とし一人を奥様とし他を下婢又は傳婆に擬し白晝公々然市街を横行し衆人の目前に於て窃盜を働くに至りては實に其手際の巧妙なるに驚かざるを得ず

男囚に於ける窃盜犯者は其多くは深夜人の寢靜りたる最も闇黑の時に於て外部より侵入するを以て普通の狀態とするも女性は如何に大膽不敵の惡婦なりと雖ども斯かる狀態に於て窃盜を働きしものは其數極めて少なし曾て予の調査したる百六十八人の窃盜犯者中深夜外部より侵入したるもの僅かに二人に過ぎざることを記憶せり而かも其手段及結果は男子の如く全きを得ざるものあるを覺ゆ蓋し窃盜を爲すの意思を以て惡事を働く以上は最も多額の金圓最も多量の物品を窃取せんことを希求するや論なし而かも男囚の如き未だ大泥棒なきは何ぞや蓋し体力及び性格の意志に伴はざるに因るべきか由來女性の窃盜は小鼠的なり老年者に在ては下駄一足洋傘一本衣類一枚と云ふの類是なり中年者に在ては板の間稼ぎ又は店頭に在りし貴溜金若くは朋友知己の家に到り家人の不在を窺ひ金品を窃取するが如き是なり而して彼の万引なるものは其多くは中年者に在りて老年者幼年者には絶へて其實例を見ず稀に未丁年者にして万引の共犯者たることあるも彼等は他動的犯罪に加功するのみに止まり所謂彼等か姉株なる者の手玉に利用せらるゝものとす曾て入監せる所謂姉株なる某は其本據を下谷万年町に置き相談役には同氣相求の夫及び猾智に長したる無賴漢一人を有せり出でゝは多くの子女を使嗾し入りては惡事の方法手段を畫策し殆んど窃盜を以て專業とし屢入監の身となりて憚からず却て彼が入獄は彼が子分を增加する上に於て多くの便益あることを了得せるものゝ如し彼は入獄中同囚等を倍々邪路に誘導するに勗む若し監視執行地遠隔なるか又は引取人なきに窮するが如きものあらば巧みに之を說得して彼か本據若くは幕下の妹分をして引取らしむるの便法を講し彼入獄するも彼か生活の根城をして常に空虛閑散に苦しむが如き憂勿からしめんと謀りつゝあるものゝ如し故に始め彼か入獄するや彼の夫及び彼の子女より日々數通の音信あるは勿論各所に散在せる乾兒より多くの交信あり若くは接見差入等數ふるに遑なからしむこれ一は彼か入獄の痛苦を憂籍して其實例を見ず稀に未丁年者にして万引の共犯者たることあるも彼等は他動的犯罪に加功するのみに止まり所謂彼等か姉株なる者の手玉に利用せらるゝものとす曾て入監せる所謂姉株なる某は其本據を下谷万年町に置き相談役には同氣相求の夫及び猾智に長したる無賴漢一人を有せり出でゝは多くの子女を使嗾し入りては惡事の方法手段を畫策し殆んど窃盜を以て專業とし屢入監の身となりて憚からず却て彼が入獄は彼が子分を增加する上に於て多くの便益あることを了得せるものゝ如し彼は入獄中同囚等を倍々邪路に誘導するに勗む若し監視執行地遠隔なるか又は引取人なきに窮するが如きものあらば巧みに之を說得して彼か本據若くは幕下の妹分をして引取らしむるの便法を講し彼入獄するも彼か生活の根城をして常に空虛閑散に苦しむが如き憂勿からしめんと謀りつゝあるものゝ如し故に始め彼か入獄するや彼の夫及び彼の子女より日々數通の音信あるは勿論各所に散在せる乾兒より多くの交信あり若くは接見差入等數ふるに遑なからしむこれ一は彼か入獄の痛苦を憂籍し

立て在るも犯罪の狀況及び入監後の來信接見人の關係其他本人の身上等を取調ぶる凡ての狀況に徴する時は自から判斷し得らるべきを信ず予は此の方法に依り僞名僞籍及び前記下谷万年町の本據に氣脈を通じ居ることを發見せるもの拾數人に及べり玆に於てか予は信念すらく彼万年町なる參謀部に蟄居する某々二人は社會の良民を騙りて犯罪に陷らしむる即ち犯罪者を製造する製造人犯罪者以上の犯罪を爲し社會に大害を與ふる處の主謀者なり張本人なり大罪人なりと而かも巧みに法網を遁れ不義の榮華に身を嬉飾し居るは惡みても餘りありと云ふべし豈に慨歎の至りにあらず哉司法若くは行政警察の力を以て相當の取締を爲さんと予の只管希望して止まざる處なり只に之か希望を有するのみならず進んで吾人は吾人の力の及ぶ限り適當の方法を講せさるべからざるを信するものなり

○看守手帖觀

進藤正直

看守の手帖は規定上只貸與品たりと云ふに止まり、即ち在監人の身分帳を以て正面的寫眞たりとせば、在監人の信書は則ち裏面的寫眞にして而して看守の手帖は正に其側面的寫眞たるものなり、正面と云ひ裏面と云ひ將た側面と云ふも是皆事物の觀察上必要なる方法なれば苟も監獄を觀察せんとするもの〻其一を缺く可からざること恰も鼎足の其れに於けるが如し、然らば則ち看守の手帖は看守其人に取りて重要なる記錄たるのみならず、實に又監獄に於ける重要記錄の一たらずとせんや然れども如上の効用を實現せしめんには須らく看守の手帖其のものをして常に彈力あり且つ恒に活きたるものたらしむるを要す、乃ち其取扱方に就ては他の重要記錄に於けると一般聊も遺憾なきを期せざる可からず、何ぞ料らん其實際が甚だ薄過せられつ〻あること實に前述の如し、然り幾百千の供用手帖ば只徒にペンを勞するの料たるに過ぎすして到底死物に似たるもの、嗚呼是今日殆と其効用が閑却せられつ〻ある所以ならずや

蓋し區々たる一小手帖の事敢て論ずるに足らざるが如しと雖も、其効用の繫る處頗る大なるものあり隨て其が取扱方に就ては供用者自身は勿論上司に於ても殆ど重きを置かざるの有樣にして、其現に供用中に係るものは概して看守が非番の時間に於て第二課長又は主任看守長の形式的檢印を受くるに過ぎず、而して其既に記帳し盡したるものは引替貸與の節消印の上其儘給付するの例にして、其給付したる手帖の多くは一朝にして反古同然の廢物となり不幸破棄の災厄を免れざるを常なりと云ふ、看守の手帖の運命も亦豈憐む可きに非ずや

思ふに其裝鋲の甚だ美ならざるは言はずもかな、然れども其内容さへが果して而かく輕視に値せるや否や、吾人の信ずる處を以てすれば最も公平且つ誠實に而かも最も大膽に看守の勤務の平生を物語るものは蓋し看守の手帖を措て未だ他に之あるを見ざるなり、即ち看守の手帖は看守其人の活きたる寫眞にして、彼の看守考試規程に所謂實務の成蹟を考査する塲合の如きは蓋し屈强の資料たりと謂ふ可し

且つ夫れ看守の手帖は在監人の身分帳及び在監人の信書と共に監獄に於ける活きたる三寫眞の一たるを思ふては之を現在の儘に放置するに忍びざるものあり、即ち之が改善に就て多少の考慮を費すも亦甚だ無益の業に非ざる可しと信ず、請ふ誠に其方法を案出せんか

一　看守の手帖は其形式及び精神に於て大體軍隊手帖の其れに於けるが如くすること
一　看守の手帖は其監獄に於ける重要記錄として整理すること
一　看守の手帖は永久保存と爲すこと
一　看守の手帖は出來得る限り之を報告上申等の用にも供すること
一　看守の手帖は在監人の身分帳其他必要なる記錄に引用すること
一　看守の手帖は看守考査規程に所謂考査の資料に供すること
一　看守の手帖は年號番號は勿論頁數をも付し以て索引に便すること
一　看守の手帖は一定の記載例に依り記帳すること
一　看守の手帖は直接與獄に於て貸與すること

一　看守の手帖は臨時又は一定の時期に於て典獄の檢印を受くること
等是盖し其要項たらん

○刑事被告人の滯獄日數調に就て

進藤正直

刑事被告人の滯獄日數調は是まで月末在監者のみに就き調査し來つたのであるが本年二月分の事實からは毎月の出監者に就ても同樣調査することになつた即ち監獄に於ては手數一つ加つた譯で從來月報は監獄報告例に依るもの〳〵外上訴人員調及び月末現在刑事被告人の滯獄日數調の都合六表であつたのが今度は七表となつたのである統計主任者の煩勞や誠に察す可しである殊に今度殖へた出監刑事被告人の滯獄日數調の如きは小監獄は素だしも東京大阪廣島長崎等控訴院所在地の如き多數の刑事被告人を有する監獄に在りては自然月々の出監者も亦多數なる可く隨て其滯獄日數殊に年報の其れとは性質を異にする滯獄日數を特段に調査すると云ふことは事實容易ならぬ手數を要するには相違ないが併し此調は本省に於ても最も重きを置かれつゝあるので是までは只現在各裁判所に於ける審理の遲速を知るの用に供されたに過ぎぬのであるが今後は其既往に於ける成蹟の良否をも鑑別するの資料に供せらるゝ譯である乃ち兩々相待て刑事被告人の滯獄日數を減少するに於て多少の効用ある可きは殆と疑なき處にして其結果假りに全國平均一日の滯獄日數を減少する事が出來たとしても現に五千近くもある刑事被告人各自の幸福は勿論之を監獄經費の上より觀ても其非常な利益であつて之が調査に要する取扱者の手數の如きは優に之を償うて餘りあらんと信ずるのである尙左に之を取調ぶるに就て疑義を生じ易き廉二三を擧げて主任者諸君の參考に供せん

月末の部

一最長期滯獄者の長期間滯獄の理由は監獄に於て知り得らるゝ限りに於て且つ其滯獄日數の異例なるものに限り調査する趣旨なり

出監の部

一控訴の爲め押送したるものに就ては押送を受けたる監獄に於て第二審繫屬の日より調査する趣旨なり即ち他管滯獄の日數をも通算して最短最長を見る可きものなるが故に押發監獄に於ては只第一審の出監者として調査するのみ第二審に就ては調査を要せざるなり

一各其審級毎に事件繫屬の日より裁判言渡の當日までの日數を調査するものとす故に年報出監刑事被告人の滯獄日數表とは特種の調査なり

但し繫屬の日と拘留の日と一致せざるものに就ては拘留狀若しくは之と同一の効力ある令狀に依り拘留せられたる日より起算するものとす

一裁判の言渡を受けて入監上訴期間中に在るもの及び缺席判決を受けたるものにして逮捕せられ故障又は控訴を爲さゞるものは之を調査するに及ばざるものとす

一缺席判決のもの故障又は控訴を爲したるときは其日より起算するものとす

一控訴取下を爲したるものは第二審の調査を要せざるものとす

一既に裁判言渡ありたるものは未だ拘置監に在るも言渡當日を以て其審級の出監者として調査するものとす

一區裁判所の判決に對し控訴し而して其月地方裁判所に於て判決ありたるものは地方裁判所以下の欄に人員及び滯獄日數とも各別に揭出するものとす

○滿洲の監獄

監獄は各城知縣の官衙構內に設けられ單に囚人の逃走を防ぐことに意を用ゆるの外其他の設備に就ては一も見るべきものなし、獄舍は煤煙に燻焦り天井低き不潔極まる石造なり建物の一面は廣き庭にして其周圍には五寸角大の木柵を結び監獄と公衙の境界とせり故に官衙より監獄內部を覗れ得るのみならず一般公衆も亦其模樣を窺ふことを得るなりこれ或は同地人民をして犯人懲罰を實見せしめ以て鑑誡たらしむるものならんか、四人の狀態は曾て本紙に報道せし如く手枷足枷又は首枷を箝め、**役業に從事せるあり忘情放慢のものあり**眞田

織の如き役に服するもの、高粱売を嚙みて無頓着のものあり或は面會人らしき者も垣を距て〳〵立話せるもありて我國にては古代にも想像するを得ざる野蠻の狀態にありといふ、四百餘州の民生をして文化せしむるは何れの時ぞ

○韓國の監獄狀況

往年日清戰爭の結果韓國にては官制總ての典型を我國に採りて外面だけは長足の進歩を爲し監獄も設けられ囚人の服裝も朝鮮服の淺黄色と一定し京城市街の道路修繕等には此等囚人を使役し看守をして監視せしむること〳〵なりたるも同國人の特有ともいふべき休憩時間多くして事業捗取らず加ふるに休憩時間には路傍の石に腰をかけ悠々煙草を燻らすも看守は更に詰責せず却て囚人と雜談せる暢氣加減は我國の工夫よりも寛大なる取扱なりと今や同國は百事我國によりて扶翼せられつ〳〵ある の時識者の一顧を要求せんとす

○飲酒と犯罪

德島監獄に於て昨年中入監せし各囚人に對し飲酒の習慣より酒を嗜む者と酒を嗜まざる者を區別したるに左の結果を得たりといふ

	酒狂の癖ある者	定量なき者	定量ある者	酒を嗜まざる者
官吏の職務を行ふを妨害す	二	四	二	〇
附加刑の執行を破る	〇	九	〇	九
官印官文書僞造	〇	三	〇	二
僞證	〇	二	〇	一
賭博	〇	七	〇	五
故殺	一	二	一	五
毆打創傷	四	一三	七	八
墮胎	〇	〇	〇	二
猥褻姦淫重婚	〇	〇	〇	二
誣告及誹毀	〇	〇	〇	一
竊盜	一	一四	一	七六
竊盜	〇	一二九	〇	三八
强盜	〇	一	〇	三
遺物及埋藏物	〇	〇	〇	一
詐欺取財	六	五	四	三六
受寄贓物に關する	〇	〇	〇	二四
放火	〇	九	〇	二
家屋物品を毀壞し及植物を害す	〇	二	〇	一
廳府縣命令違反者	〇	一	〇	〇
其他	五	〇	一	〇
計	四〇	四一七	一四	四六七

○酒の嫌ひになる法

飲酒の結果種々の犯罪を釀成する如き者を矯正する法として近頃那威政府にて採用せし一種の新法は先づ當該犯人を監房に拘禁し之にボルト酒に麵麭を混せたるもの〳〵みを食物として與ふるなり第一日目及第二日目とも之れを食へとも第三日目よりは稍之れを厭ふに至り第八日目に至れば酒を厭ふこと甚しく遂に全く飲酒せざるに至るといふ

○山縣典獄の談片

山口縣佐波郡役所内に開きたる町村長集會の席上に於て山縣典獄が放免囚徒に就て一場の談話を爲せし談話の概要を聞くに曰く元來監獄には二樣の見解ありて其の一は一國の文野を知らんとせば先づ其の監獄を見よと云ふ語ある如く監獄は總ての行政事務の末に置かれ居る有樣なれば監獄の設備にして整頓し居らんには他の行政事務の完備し居れる事も推して知るべく又た一方よりの觀察に依れば監獄は社會欠點の表彰所なれば監獄囚徒の種別によりて其の地方に於ける各種の狀態を知る事を得べし最近の統計に徴するに日本全國囚徒の六分方は再犯以上のものにして就中本縣下の囚徒は其の七分方再犯以上の囚徒なるを見ても如何に日本に再犯罪人の多きを知るべく特に本縣下に再犯者の最も多きを知るに足るべきなり左れば今日本全國に於て罪人の再犯者を悉く除くの途を講せば其の罪人は現在の三分の二を減ずるの割合となり本縣の如きは其の七割方を減少する割合なるも斯くも多數の再犯者を減ずる方途を實際に行はんは至難の事業にして容易に之れを行ひ難きも放免囚徒に對して社會が救護上の途を講ずるは正しく是等多數の再犯囚徒を減少する一良法たらざるを得ず現時に於ける社會の狀態に見るに放免囚徒に對しては毫も之れを救恤保護するの途なきのみか却つて之れを擯斥し言語だも交ゆるを恥づるの狀あるを以つて放免囚徒は社會の外に放還さるゝと同一の結果を呈し生計に途なきより再び罪を犯して監獄囚裏の人となるも亦た止むを得ざる次第と云はざるべからず之れ實に今日我國特に我山口縣下に再犯囚徒の多き原因なれば地方當局者は是等の

邊に注意し再犯囚徒をして其の數を減せん事に勉められん事を望む云々

○大坂堀川兩監獄の移轉情願

同地新聞の傳ふる處によれば大坂市は事業の膨脹に伴ひ東西南の三區は漸次新編入市に切入り人家稠密となりしも獨り北區は全國第一の乘客多きを以て有名なる大坂驛を控へ又河川の交通至便なるにも拘らず發達せざるは兩監獄の存するためなりとて同地有志者は兩監獄の移轉方を其筋に陳情せしとか同陳情理由の要領は左の如しといふ、但し眞僞は記者の關知せざるところなり

第一　監獄を市中に置くは市の体面を汚し及び一般の風俗を害する嫌あること

第二　人家稠北の場所に於て四人を置き及び往來をなさしむるは兒童の教育に多大なる害を及ぼすべきは勿論一般壯年者をして囚人苦役の難易なる現況を目擊せしめ大に社會の感覺を害すること

第三　現在の場所に新る廣大なる大建築物を存するときは市街の膨脹を遮り大に市の發達を沮害し國稅市稅國費等の財源を產むに妨あること

○作業主任會議

大坂堀川京都及神戸の各監獄作業主任は去月十三日より神戸監獄會議室に會同し囚人の勞役時間食量其他囚人直接の勞役事務に關し協議する所ありたりといふ

○義勇艦隊建設費へ義捐す

甲府監獄にては佐藤典獄以下看守長監獄醫教誨師看守女監取締授業手中の有志者一同にて義勇艦隊建設費の內へ金二百三十餘圓を寄付せりといふ

○出獄後の保護に就て

監視執行地の有無を調査するは普通警察署又は市町村役場に就き調査し又放免後保護者の有無狀態は所轄警察署若くは放免者の親族故舊に問糺すは一般の取扱振りなりと聞くも吾人は尙其者の菩提所に就て聽くの方法を採れるの少きを怪しむ、身上表宗教欄の調査に寺院を記するに拘はらず之れを活用せざるは何故なるやを知るに苦しむものなり近來歸着するの住所あるも歸着するの旅費なきものは住所最近の監獄に送還するを得ることゝなりて以來往々充分の調査を經ずして送還するより各監獄間又は警察署の間に行違ひを生ずるありといふの場合一層其必要なるを感ずるものなり今山口監獄に於て其効果の著しき一例を得たれば參考として左に掲く

敎誨師住職の往復書並本の禮狀

拜啓寒冷の候尊体益御淸安に利御双連被遊候段奉賀候陳者貴町字代々小路某（記者曰く氏名判明ぜるも態と記さず、以下同）身上に關し尊師の御高配を煩し度依て其顚末を左に略陳仕候某の父は元周陽銀行員にて相應の生活を致居たる樣子なれども先に私印盜用約束手形僞造の科に依り重禁錮四年の刑に處せられ在監中の處某は深く父の不幸を悲しみ時々慰問手紙など差出し候ひしに留守中家計不如意の餘り途に下松郵便局通信事務員在職中金三圓の小爲替證二通を竊取し小爲替金領收證を僞造し私書僞造行使及竊盜罪にて重禁錮六月罰金五圓言渡六月に處せられ在監中不幸にも父の病死に遇ひ次て放免歸宅の處家族としては母及び弟妹七人有之も生計の助けをなすもの一人も無之獨力苦心致居候得共特に監視中にては有之未だ活路を求むること能はず途方に暮れ居り候旨此頃通知致拙者も同情に驅られ誠に氣毒に存候而して本人の申立に依れば該家は先代より貴寺檀徒の由にて且錦地に住居致居候得者平素の樣子は委細御存知可有之候得共其在監中の樣樣に關してば父は十分改過遷善の狀ありたるものにて死亡前實表二個を得某は性質溫順にして獄則を謹守し且つ犯由に就ても憫諒すべき事情有之短期刑なるにも關せず既に實表一個を得たるものにて其体格は勞働に堪ふること能はざれども筆算を能くし事務取扱をなす能力有之候間尊師の御裏力に依り何かの職業を得候得者本人は申すまでもなく一家數人なも救濟可被致遣理有之候間前陳御推察の上何卒十分の御保護を煩し度希望の至に候也

敎誨師　織田信行

德山町德應寺住職

赤松昭憧　殿

拜復時下寒威日に加候處道体御淸健益爲社會御盡率敬慕の至に候申略却說御申示の件は承て聞及居候處接貴書一層同情な惹起致早速同人並に親族の者へも面會現狀知悉致候就ては身上方向に關し種々貴考案差當り不日より宮市津守商會か德山印刷所か兩所の內雇入の都合に取斗申候何分監視中の事故當分の間自由の行動難出來多少其邊の斟酌を要し可申に付相當の口も求め難く追々は本人の品性如何に依り身の振り方も相立可申と存候先は右申述度如此に候敬具

赤松昭憧

織田信行　殿

鳥兎匆々にして一年又た此に巡くるの時に及び申候所益御淸福の段奉大賀候偖て私事も貴殿の御配意に預り赤松樣より色々と御心配被成下候て今日にては德山印刷所へ出勤することに相成私は申すに及ばず親族に至るまで誠に嬉び申候間御安心被下度候共れと申候も貴殿ら御懇篤なる御周旋に依る次第に御座候間御厚恩の程終生相忘不申候先は御禮申上候其內御用心專一に奉存候匆々敬白

某

織田敎諭師樣

○看守の服地變更に就て

今回勅令を以て從來服地に絨を用ひたるものは絨以外適宜の服地を用ゆることを得ることゝせられたるより其筋にては全國各監獄看守の服地は小倉地となすことに指定せられ左の如く訓令ありたる由

一看守の冬袴の地質は小倉織とす其給與員數及び供用期限は二組一年とす但し止むを得ざる事情ある時は典獄は認可を經て員數幷に供用期限を變更することを得又在來の絨服にて供用期限内にあるものは本令施行後と雖も之れを給與し又は使用せしむべし

一訓令施行に際し既に明治三十一年勅令第二百三十二號により絨服を給與しある看守にして次年に使用すべきものは小倉服一組を給與し滿一年を經て尚ほ小倉服一組を給與す此の場合には小倉服の供用期限は各一年とす

○看守給助年金の支途に就て

三十八年度より巡査看守退隱料及遺族扶助料法に依り支給せらるゝ退隱料遺族扶助料一時金等は大藏省所管に移り從來地方長官に於て裁定せし看守給助年金は依然司法省所管に屬するも巡査看守退隱料及遺族扶助料法施行前看守給助例に依り請求せし給助年金にして地方長官に於て裁定せざる前巡査看守退隱料及遺族扶助料法の施行せらるゝに際會したるものは其儘恩給局の裁定を受くることとなり同局の裁決に依り支給せられたる看守給助年金は三十八年度より司法省所管より大藏省所管に移りたるものなりといふ要するに看守給助年金は從來地方長官に於て裁定し支給せらるゝものゝみ司法省所管に屬するものなりと

○防濕藥の効能

多年市内本所區表町に設置せる大日本防濕商會より發賣する防濕藥は日清戰役の際の如きは陸海軍用として大に其効を發揮せしと陸海軍將校の證明書に依りて明なるが別項廣告にもあるが如く羅紗小倉及び二三の布帛幷に紙類に施藥したるものを一見せるが彼の油引又は蠟引等の如くコハ張りもせず粘着もせず試みに水を注ぎしに宛然蓮葉に浮べる露の如く珠を成して毫も浸潤せず故に職務上雨中を冒して運動するものには着服の重量增加せざる而已ならず寒濕に依つて發生する病患を防ぐを得るが故に衞生上にも亦其効あるべし今や時局の爲めに小倉地を採用せんとするに於て此の施藥に賴るときは其利の及ぶ所實に經濟に止らざるべしといへり、代價は一樣ならざれば直接同商會に問合はすべし

○時事片々　片々生

◉資素の民風衰ふや久し、今や時局の影響端なくその回復の動機を與へ、諸制服に絨を用ゐることを許されたり、從て看守の被服は總小倉織となれり。

◉儉素は、吾人が躬行實踐して、囚人感化の活模範たるべき美德の一也。然り、有効なる美德也、小倉服の復活、何ぞ憂へん。看守長亦小倉服を着て、部下に示せ。

◉平等も、實質を問へば、不平等なることあり看守の給與被服の如き亦其一也。被服及靴の保存期限は、庶務と、戒護、内勤と外勤、夜勤と日勤、同ふすべからず。

◉繁文は繁文なりと雖、正義上の平等、經濟上の利益までも、犧牲として之を省略するを要せず勤務の差別に隨て、保存期限を分つを非とする者再思せよ。

◉公事を視ること、私の如くせよ、官業を經營すること、自家を經理するが如くせよ。是れ久しく聞く所、今や軍需品の修繕、補綴、洗濯に於て之を實地に見ん。

◉經營の當局者、其人を得て、軍事費の節約、其度に合すること、衣袴の補綴、襦袢袴下の洗濯背嚢雜嚢の修繕を見れば、思半に過ぎむ。監獄經理の諸士、猛省せよ。

◉血痕斑々、彈痕指を容る。膝下を切れる袴あり、肘下を斷つ衣あり。虱卵纍々、異臭鼻を衝く膝を露はす袴下あり、肩を破れる襦袢あり。戰場の苦艱視るべし。

◉征露の與ふる影響は、別天地にもかく及ばん

とは、思案の外なりしなり。兵士の苦艱を知れる囚人に對し、此の機に臨み、敎誨し、誘掖し、改悛を圖るは最妙。

地方通信

○秋田便

旭通山人

時下嚴寒の候會員各位御壯健御勤務の段遙に奉賀上候偖て余は三課勤務余の經濟方針を他より觀察して消極的たるを冷笑するものあり其冷笑する以所のものは監獄經費や廳費消耗品筆紙墨文具及在監人費を節約し極力物品の交付を制限し輕小徹細の點に至るまで緻密に節減を加へ薪炭は毎日一定の消費分量を給したるに起因致候今や軍國多事戰費巨大の折柄各部局員も消費方制限し日用繰越殘餘を生ずる實況に爲れと點燈料節減に就ては可及的構內露燈若しくは監房點燈を減少し或は就寢後半數消燈するは實行敢て難易にあらざるを以て程度問題に候

經費の目節に於て節減の方針を採らは極力點燈料節約を否定するものに候乍併就寢後燈惡を細くし丸心を五分に改むるが如き月夜消燈する樣な程度は戒護上差支なき節減に御座候敬具

○高知便

高知監獄敎師鍵山蔦作氏より石井典獄に報告せる一節なり同典獄より寄せられたるを以て左に掲ぐ

△看守吉村丑太郎休職と懲治人と惜別一件に付報告

幼年懲治人戒護担任看守吉村丑太郎は現に後備憲兵上等兵の身なるを以て今回動員令に接し暫く職務を離るゝの止むなきに至れり同看守令狀に接せしは恰も場內勤務に服せしの時讀み終る多數は其の樣子の何となく氣に掛りしものと見へ頻りに同看守に向ひて其の仔細を尋れて息まず同看守は包み切れず遂に事の次第を簡明に語り遣りたれば忽ち衆童水を打ちたるが如く最靜肅に諦聽せしが見る〳〵彼等の黃なる顏は漸く青色を帶びて鼈甲煙出でぬ千行の紅淚は愛らしき彼等の兩頰を傳ひ下りて滂沱たり靜肅は遂に彼等の聲泣の聲に依て破れ悲愴の神は驟怒として場內に見舞ひ來りぬ吉村看守感頗る動き亦相向ひて泣くもの少時慰撫して其の場を出づ足將に場門に及ばんとす生徒は尙ほ追慕し泣て息まず看守は立歸り又慰籍して去れり狀恰も兒別れの悲劇を觀るが如かりし是れ看守吉村丑太郎懲治人に名殘を惜める二月五日日曜日に於ける光景なりとす越へて十一日の朝同看守は實兒池上小三郎氏を本職の私宅に伴ひ來りて曰く善良なる老監懲治人中の一人出監後の保護此の兒に托したれば被保護者

我か東北監獄中三十七年度の消費見込高を調査候處青森本監石油消費價格百六十圓五錢にして次は秋田本監二百三十七圓五十一錢盛岡本監二百八十四圓拾錢山形本監電燈料六百三十五圓三十二錢八厘にして秋田地方監は長町出張所に隔離し居るを以て同所に於ては一ヶ年間石油消費價三百六十五圓五拾四錢に有之二ヶ所の消費價格と山形本監の電燈料と比較すれば山形の順位に有之候最も構內周圍の面積監房構造等により點燈數異なるを以て單に概算的參考に過ぎず候

直接戒護の責に任する諸士は點燈料節減は視察上不便而已ならず監房毀壞の被害は多分夜半の出來事にして侵入的盜賊は暗夜を領分とするものには盜賊を艾除し破獄脫出者を豫防せんと欲せば戒護吏の注意と燈光力に依らさるべからず候要するに巡走の觀念を抱き居る監房生活者に對し夜間燈光を差向け其觀念をして朝日の前の露と同じく消散せしむるを肝要に候然れとも余は構內四空白熱燈光晝の如く光輝を望むものに無之少くも其人影を窺ふ程度の燈光力を望むものにして況んや他の

の將來利益となるべき保護ヲ針につき示諭し又人獄し置きたる實兒亦頗る同情と義俠に富めるの人歸座懇談時を移して好結果を得たり是れ同看守寄留地帶屋町より一先づ鄕里岡豊村に歸り明日出發せんとする蒼忙の當日なり然れども兒弟共に裕容之を忘れたるものゝ如し其道ならざる如斯は差し非常の人傑にあらすんば能はに本職は就任の當初より吉村看守に就ては深く敬愛の情を拂ひ輯むべきは實に此人なりと心私に知己を以て許せし知り崇敬の念抑へんとして抑ふる能はす。本職熱ら〳〵同看守の懲治人に接する狀態を想起するに寔言洗森として傲らず事に臨みては果斷適往論して聽かざれば鷲鳥無畏を博むが如く獅子猛兎を搏つが如く雷霆の威彼の頭上に震ふ俠骨の威同情の愛冷熱其の宜しきを得頑童と雖も服せずといふことなし。斯かる人物は實に本職の理想して師事せんとする多年の渴仰者なりき本職は明かに言ふ本職の魯鈍就職以來幸に大過なかりしは同看守の隱暗の功に負ふところ尠少にあらざるなり本職は斯かる看守の警を貴下に報告するの任に當れるを無上の榮とするものなり

△出監人山脇豊次にかゝる報告

幼年四未丁年四戒護擔任看守中村喜三太の本職に喜こびに滿ちつゝ報告するところを聞けば去りし目出度紀元節の當日式を終へて歸宅休憩せしもの雲時庭の隣子戶御免下さいの勢よき聲の下カラリと引き明け入り來れる兵士あり曰く中村さんは御內ですかと同看守出で〻見れば昨年三月出監せし窃盜再犯一年刑の未丁年四たりし山脇豊次なり同兵曰く私は御承知の者で非常に御厄介になりましたことですが今は見ちゝ通りの兵士の身分になりました是迄兩三回鄕里窪川より出高せしことあり其の御禮に出でんかと存ぜしも平服の襤褸姿では御安心もして吳れまじと兎角に時節を待ち詫びしが遂に軍服を着らゝ樣になりましたから御禮かた〳〵御安心して歸きたく出きした譯である

出征の魂には是れ迄の罪滅しに命を惜まず丈夫に遣つて國恩に報ずる覺悟です』と熱誠面に溢れたる物語りありたれば同看守は非常に其の心掛けの殊勝なるに感じ激賞して遣はしければ彼も大に滿足して辭し還れりとか嗚呼人は何時までも捨て果つべきにあらず反古籠より紙幣拾ひ出さゝる事や又塵塚より光れる玉の拾ひ出さゝる事のあるが如く監獄より拾ひ上げられたる兵士も國恩の爲めに打ち出す彈丸の敵を挫ぐは彼れ我れ異なることなきなり本職は彼の男の性質を顧るに意地の強みたる方にして又道理にも暗からねば特に記臆に存するところ彼は其の言の如く死を惜むものにはあらざるべし

○看守服地に就て

松　玉　子

今般看守冬服冬袴の地質改正となり之れか支給方及供用期限は司法省令を以て制定せられたるに依り別段疑議の點なし只た憂ふる所三十九年九月迄は地質一定を見る能さる一事なり一口に云ふ監獄は紀律の府なりと斯る官署に在て區々なる衣を纏ひ居るは吾人の遺憾とする所なり然れとも戰時財政上絨の輸入を減するの必要に基くとの事なれば二年間の着用地質區々たるか如きは毫も意とするに足らずなれとも之れか方法如何に依りては一定に支給することを得べきかと思考す各監獄には必ず古服藏置あるならん本年九月小倉服を支給すべきものには藏置の古服を相當期限を付し支給し來る三十九年九月に至り始めて小倉服を支給するに於ては倉庫の廣きを覺へ不用品の賣却を省き一舉兩得ならんか此等の點に付ては思慮淺き吾人の喋々を要せず已に當局諸氏は支給方に付夫々御高案の事と推知するも聊か愚見を吐露し以て大方諸賢の御敎示を乞ふ

○看守の給養に就て

神戸矢島鐵太郎

拜啓貴會益々御盛大之段奉賀候然て看守は現今不景氣の折柄糊口を凌き難きより職を奉するもの多く從て何れの監獄を視察するも表裏なく奉職し居るものは少數にして最も忠實に奉公せしものと確認するものは五年以上勤續の看守而已なれば今少し看守養成に注意し且つ奬勵法として左の各項を開かれ可然と相考候に付供御參考候敬具

一　一年間皆勤者に勤勉加給を與る事

二　五年以上皆勤者に年功加俸（俸給何分）を與る事

三　可成皆勤休暇を與る事

四　宿料は規定の最高額三圓を與る事

五　十年以上現職に在る者は特別加俸を與る事

○監獄製品の販賣

當監獄製品陳列場に於ける昨年十月以降製品販賣點數價格左の通に候（甲府監獄所報）

製作品陳列場賣却點數及金額

開場月日	賣却品數	賣却代金
第十三回十月一日	一、〇四一	七八一、一四〇
第十四回十月十五日	一、三一一	一三八、四四五
第十五回十一月一日	一、三〇四	一七四、二七〇
第十六回十一月十五日	二、〇七三	二六四、五四九
第十七回十二月一日	二、〇四四	一八二、〇六二
第十八回十二月十五日	一、二六八	一四一、四二四
第十九回十二月廿五日	二、八七二	三三七、二五八
計	一一、九一二	一、二一六、一四八
累計	二三、四五一	二、五二七、五九六

叙任辭令

給五級俸
叙正八位
（大分）看守長　高原弘平
（山形）看守長　大石權六

依願免本官
任看守長給九級俸
網走監獄詰ヲ命ス
（長崎）看守長　岸川周二郎
（網走）看守　池田政夫

松江監獄四郷分監長ヲ命ス
給八級俸依願免本官
任看守長給九級俸
三池監獄詰ヲ命ス
給七級俸依願免本官
（松江）看守長　木原定馬
（三池）監守長　三ケ尻一郎
（三池）看守　森田歷藏

文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス
復職ヲ命ス給九級俸
任看守長給十級俸
長崎監獄詰ヲ命ス
任監獄技手給八級俸
函館監獄詰ヲ命ス
前橋監獄詰ヲ命ス
市谷監獄詰ヲ命ス
給七級俸
（金澤）看守長　池田信太郎
（神戸）休職看守長　内保俊治
（長崎）看守　堀米已三郎
（長崎）看守　森爲吉
（市谷）看守長　阿部傳吉
（前橋）看守長　三上哲丸
（高知）看守長　松本岩次郎
（沖繩）看守長　藤村百馬
（沖繩）看守長　坂口浦治

文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス

法令

法律第二十八號（明治三十八年二月二十三日）
巡査看守退隱料及遺族扶助料法中左ノ通改正ス
第二十六條及第二十八條第二項中「海軍監獄看守」ノ下ニ「陸軍監獄看守ヲ含ム」ヲ加フ
第二十九條　陸軍會計法ニシテ陸軍監獄看守ノ職ヲ奉シ別段ヲ

陸軍看守卒ト爲リ倘引續キ陸軍監獄看守ト爲リタル者又ハ陸軍看守卒ヨリ陸軍看守ト爲リタル者ニ付テハ前在職中ノ年月數ヲ陸軍監獄看守ノ在職年月數ニ通算ス但シ軍人恩給法ニ依リ免除恩給ヲ受ケタル者ハ此ノ限リニ在ラス

前項ニ依リ通算シタル會計卒及看守卒ノ在職年月數ハ官吏恩給法ニ依ル在官年數及軍人恩給法ニ依ル服役年數ニハ之ヲ算入セス

附則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十九條ノ規定ハ明治三十四年八月一日以後本法施行以前ニ於テ退隱料、扶助料若ハ一時金ヲ受ケ又ハ受ケヘキ事由ノ生シタル場合及勤續十年未滿ニシテ在職中死亡シタル者アリタル場合ニモ之ヲ適用ス

前項ノ期間內ニ於テ既ニ一時金ヲ受ケタル者又ハ其ノ遺族ニシテ前項ニ依リ退隱料又ハ扶助料ヲ受クルトキハ一時金ヲ返納セシムル其完納ニ至ル迄退隱料又ハ扶助料ヲ以テ返納金ニ充ツ

第二項ニ依リ退隱料、扶助料又ハ一時金ヲ請求シ得ヘキ期間ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

女監取締ノ明治三十六年三月三十一日以前ニ於ケル勤續年數ハ巡查看守退隱料及遺族扶助料法ニ規定スル勤續年數ニ非サルモノト看做ス

法律第三十八號（明治三十八年二月二十八日）

第一條　俘虜監督者、監視者又ハ護送者ニ對シ反抗若ハ暴行ノ所爲アル者ハ重禁獄ニ處シ其ノ情輕キ者ハ六月以上五年以下ノ輕禁錮ニ處ス

第二條　俘虜共謀シテ多衆前條ノ所爲ニアルトキハ首魁ハ死刑ニ處ス其ノ他ノ者ハ有期流刑ニ處シ其情重キ者ハ重禁獄ニ處ス

第三條　俘虜共謀シテ多衆逃走ノ所爲アルトキハ首魁ハ有期流刑ニ處シ其情重キ者ハ死刑ニ處ス其ノ他ノ者ハ六月以上五年以下ノ輕禁錮ニ處ス

第四條　宣誓解放ヲ受ケタル俘虜宣誓ニ背ク者ハ重禁獄ニ處シ其宣誓ニ背キ兵器ヲ操リ抗敵スル者ハ死刑ニ處ス

第五條　俘虜逃走セサル宣誓ヲ爲シ之ニ背ク者ハ重禁獄ニ處ス其ノ他ノ宣誓ニ背ク者ハ輕禁錮ニ處ス

第六條　第一條乃至第三條ノ規定ハ再ヒ俘虜トナリタル者ノ前ニ俘虜タリシトキニ犯シタル罪ニ之ヲ適用ス

第七條　軍法會議ニ於テ俘虜ノ犯罪ヲ審判スルトキハ其際敵ニ臨シ帝國軍人ニ關スル規定ヲ準用ス

附則

本法ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十七年勅令第二百二十五號ハ之ヲ廢止ス

法律第五十九號（明治三十八年三月一日）

明治二十三年法律第六十二號裁判所位置及管轄區域表中大阪控訴院管轄ニ備前、備中、美作、因幡、伯耆ノ國ヲ倉島控訴院ノ管轄ニ變更ス

附則

本法ハ明治三十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治二十三年法律第六十二號裁判所位置及管轄區域表中大阪控訴院管轄若狹、越前、加賀、能登、越中ノ國ヲ名古屋控訴院ノ管轄ニ備前、備中、美作、因幡、伯耆ノ國ヲ倉島控訴院ノ管轄ニ變更ス

附則

本法ハ明治三十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十八年勅令第二百二十五號ハ之ヲ廢止ス

法律第五十九號（明治三十八年三月一日）

明治二十三年法律第六十二號裁判所位置及管轄區域表中函館控訴院管轄陸奧ノ國ヲ宮城控訴院ノ管轄ニ變更ス

附則

本法ハ明治三十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

法律第六十號（明治三十八年三月十一日）

明治二十三年法律第六十二號裁判所位置及管轄區域表中函館控訴院管轄陸奧ノ國ヲ宮城控訴院ノ管轄ニ變更ス

附則

本法ハ明治三十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十八年勅令第二百二十五號ハ之ヲ廢止ス

法律第六十一號（明治三十八年三月十一日）

本法ハ明治三十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十八年勅令第二百二十五號ハ之ヲ廢止ス

裁判所位置及管轄區域表中靜岡地方裁判所管內藤枝區裁判所管轄遠江國榛原郡ヲ同地方裁判所掛川區裁判所ノ管轄ニ變更ス

附則

本法ハ明治三十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前藤枝區裁判所ニ於テ受理シタル事件ハ同區裁判所之ヲ裁判ス

勅令第三十九號（明治三十八年二月二十三日）

巡查看守療治料給助料及弔祭料給與令中左ノ通改正ス

第七條中「海軍監獄看守」ノ下ニ「陸軍警守」ヲ加ヘ「及衆議院守衛」ヲ「衆議院守衛及女監取締」ニ改ム

附則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

女監取締ノ明治三十六年三月三十一日以前ニ於ケル勤續年數ハ巡查看守療治給助料及弔祭料給與令第三條ニ規定スル勤續年數ニ非サルモノト看做ス

勅令第四十六號（明治三十八年三月七日）

明治三十七年勅令第三十一號中左ノ通改正ス

第三條　各臨時海軍監獄ニ左ノ職員ヲ置ク

海軍監獄長	主理ヲシテ庶務ヲセシム	
海軍監獄書記	一人	專任一人
海軍看守長		
海軍監獄看守		專任二人

司法省訓令第二號（明治三十八年三月四日）

明治三十六年（四月）司法省訓令第二號監獄ノ下割註網走十勝ノ四字ヲ削ル

司法省告示第十號（明治三十八年三月十三日）

明治三十六年三月司法省告示第十八號中左記ノ分監ハ明治三十八年三月三十一日限リ廢止ス

大阪監獄櫻宮分監、奈良監獄五條分監、盛岡監獄一關分監

長崎監獄平戶分監、膳所監獄彥根分監、鹿兒島監獄大島分監
新潟監獄新發田分監、富山監獄高岡分監、松山監獄西條分監
新潟監獄相川分監、千葉監獄木更津分監、高松監獄丸龜分監
熊本監獄八代分監

監獄協會記事

二月十八日茶話會を開きたるに建築地監獄典獄及附近監獄典獄の集會せらるゝあり殊に臺灣總督府法務課長手島兵次郎氏の臺灣監獄談ありて一段の興味を添ふるありて非常の盛會なりし午後五時閉會後更に有志の談話會ありて奇譚珍談口を衝いて出で轉顯を解かしむるものあり當日の講演者及び來會者左の如し

講演者

刑餘の者と社會との調和は如何にして之れを爲すべきか　山科凌雲君

特赦假出獄後の保護者の身上調査及囚人懲罰に就て　小河滋次郎君

臺灣監獄談　手島兵次郎君

來會者

宮原定吉、大橋敬二、向島巍之助、十河政之、羽村就久、岡部精三郎、大西次夫、水越昌一、關根信三郎、高橋國義、葦田長平、三毛猪馬介、山內末吉、寺川信、井上翰一郎、須川留吉、島崎健、小野口小彌太、木村通久、山田光輝、横山碩次郎、高島了良、加沼定吉、飯澗繁三郎、十屋清夫、大沼忠一、福村太三郎、千々岩直、西川要松、森岡助三郎、周田一真、白坂長、佐藤繼太郎、白井勇松、淺田廣輔、鈴木鐵之介、結城冬榮、飯島林平、高谷嘉太郎、武田慧宏、齋藤康藏、前牟田彦次郎、兒島三郎、好田正、山本千代楠、渡邊武太、川畑宥海、小澤千代藏、三上忠成、山科凌雲、風間國太郎、岡本孝藏、三浦平三、山田虎一郎、都築琴二、中島菊坪、津之地佐一郎、柳井善行、糸井安造、藤谷恒太郎、小宮孫市、安松虎雄、山崎小三郎、島田榮造、富永實文、西村駒治郎、奥井太郎、原胤昭、朝野義之助、山崎豐藏、坂井例、引野辰司郎、西元龍拳、河野純孝、逸見結之助、神野忠武、鈴木和介、柿本原政淑、宇田德正、古野藤央、和田千松郎、杉野喜結、高木光久、神尾虎之助、千頭正澄、豊野胤珍、有馬四郎助、藤澤正啓、石澤讓吾、小河滋次郎、山上義雄、眞木喬、宮下丸太郎、土屋直文、礒村政富、手島兵次郎、香川又二郎、陶山幸之助

○會　告

勞慰金贈與之部

（該當規則條項第三條第九號第五）

報告地方部長	在職年數	贈與金額	職　名	性　名
山形地方部長	十年	金參圓	元山形縣看守	岡部　哲次郎氏
臺南地方部長	廿一年	金五圓	元臺南廳總督府監獄監吏	伊東　義路氏
山口地方部長	廿一年	金四圓	元山口縣看守	增山　彦愈氏
埼玉地方部長	廿八年	金五圓	元埼玉縣監獄書記兼看守長	內田　爲元氏
同	上十年	金參圓	同	上手　豪篤氏
同	上十二年	金參圓	元埼玉縣看守	鈴木　伊三郎氏
同	上十四年	金參圓	同	上內田　銀次郎氏
同	廿四年	金五圓	元和歌山看守	瀨戶　八十輔氏
島根地方部長	廿三年	金五圓	元島根縣看守	高坂　好景氏
岐阜地方部長	十八年	金四圓	元岐阜縣看守	遠藤　萬吉氏
新潟地方部長	十七年	金四圓	元新潟縣看守書記兼看守長	小山　雄松氏
同	廿一年	金參圓	元新潟縣看守	大倉　眞吉氏
同	上十二年	金參圓	同	上熊倉　重秀氏
同	上十四年	金參圓	元新潟縣監獄署雇	近藤　富三郎氏
同	上十一年	金參圓	元新潟縣女監取締	伊藤　イヨ氏
同	上十三年	金參圓	同	上榎本　ミツ氏
同	上十二年	金參圓	同	上鳥居　セイ氏
宮崎地方部長	十五年	金四圓	元宮崎縣監獄書記兼看守	野村　鶴次郎氏
東京地方部長	十六年	金參圓	元警視廳看守	瀨沼　副次郎氏
水戶地方部長	十九年	金四圓	元茨城縣看守	田口　善介氏
同	上十七年	金參圓	元茨城縣看守	小田　巳之吉氏
宇都宮地方部長	十八年	金四圓	元栃木縣看守	增山　量一郎氏
同	上廿三年	金五圓	元栃木看守長	小關　次郎氏
同	上十四年	金參圓	同　上	上渡邊　德太郎氏
富山地方部長	廿一年	金四圓	元富山縣看守長	景信氏
同	上二十年	金四圓	元富山縣看守	江間　金作氏
同	上十六年	金參圓	同	上甲山　林義氏
同	上十七年	金參圓	同	上瀧村　菊太郎氏

●會員諸君に告く　（監獄協會編輯係）

本誌に登載すべき事項は部門を分ち趣味あるものを撰擇致度存候得共何分多數會員諸君の希望に投ずること極めて困難にして中には刑法刑事訴訟法監獄學其他關係法規の講義を連月掲載することを要望せらるゝものあり或は地方の監獄に於ける施設事項若くは出來事の顚末等を比較的多く報道せんことを求めらるゝものあり或は戰時に於ては奮闘談又は敵國の國勢若くは敵國に俘虜となれる者の狀況をも挿入せんことを勸めらるゝものありて一樣ならざるのみならず監獄事業と關係なきものもありて要求に應じ難きのも少なからず殊に限りある紙數を以て限りなき要求を充たすこと能はざるは頗る遺憾とする所に候乍併質疑解答欄の設置又は新判決例掲載の御希望も有之候に付時々御望に副はんことに務むべく候何卒會員諸君に於ても奮て御寄稿の程希上候御投稿に就ては概ね左の事項御諒知置被下度候

一　投稿は氏名を明かにし止むを得ず匿名を以てするときと雖も封筒又は匿名の側に氏名を記載すること

一　字體を群明にし論說は一行三十六字又は十八字詰一頁十七行、其他は一行二十二字詰一頁二十行とすること

但し論說と雖も紙面の都合により寄書又は雜錄欄に、寄書又は其他の報道に係るものと雖も論說欄に挿入することあるべし

一　原稿は毎月十日締切に付其月五日までに到着豫定に發送せらるゝこと其以後着の分は翌月分とす

一　監獄に於ける旋設又は時々の出來事は可成速に報道せらること

○新著廣告

小河滋次郎君序 振假名付ト
西元龍拳君著 振假名無シ

實用讀本 完

目次○第一編假名遣ひ○第二編修學の始め○第三編數學○第四編作文○第五編事訓○第六編農業○第七編工業○第八編商業○第九編國政○第十編世界地理○第十一編日本地理○第十二編日本歷史○第十三編漢文○第十四編外國語

初學者の普通實用學を修めんとには、必ず順序ある讀本に依りて學ぶが宜しい。普通實用を便する學を得たらば、實業の大意と是に必要なる文字を知らねばなりませぬ。是等を知ると共に、世界の地理及日本の國政地理歷史等の一斑をも心得て、文明國の國民として、文盲の闇國界に墜落せぬように謀らねばなりませぬ。本書は是等の要務に呼起されて出來たもので、最も適切に且つ有益でありますから、必ず一讀して御覽なさい、必携の良書たることが別ります

○紙質堅牢
○製本大和綴
○實價金貳拾五錢
○郵稅金八錢

發行所 東京市四谷區愛住町二番地（電話番町二一番）（勝友叢誌社內）東京書院

陸海軍御使用成績最好評

布帛絨に防水する

大日本防濕商會營業概要

▲我商會の特色 他の油蠟漆類を用る者と異なりコハ張らず粘着せず又發火の恐なし故に最便益

▲我商會の特色 雨雪に逢ふも毫も濡れず從て炭火等を借りて乾燥するの要なし故に經濟上最利

▲我商會の特色 既に濕潤を防ぐが爲めに强雨に會するも着服等の重量增加せず故に運動上最便

▲我商會の特色 施藥の爲め變褪色もせず却て地質を堅牢にし且蟲害腐蝕を防ぐ故に保存上最利

▲我商會の特色 施藥の爲め空氣の疎通を妨げず又寒濕に依て發する病患を防ぐ故に衞生上最益

▲我商會の特色 羅紗小倉等及紙類の地合又は仕立品に施藥す故に武官監獄官警官學生等に最便

東京市區所 東京本所 表町十六番四地 大日本防濕商會

明治三十八年三月二十日 發行

印刷所 東京市麹町區飯田町五丁目三十番地 發行人兼編輯人 磯村政富
東京市京橋區三十間堀二丁目一番地 印刷人 磯村晃貞
監獄教誨協會 明社

會費送付方

肩書 番地	宛名	振込 局名
東京市麹町區飯田町 五丁目三十番地	監獄協會委員　藤澤正啓	神田一ッ橋郵便受取所